

## 令和2年度第2回八雲町地域公共交通会議

日 時 令和2年9月4日（金）午後2時～

会 場 八雲町役場2階 第1・2会議室

### 1 開 会

### 2 委嘱状交付

### 3 会長挨拶

### 4 報告事項

① 桧山海岸線予約バス試験運行調査結果について

② 函館バス桧山海岸線の路線廃止について

### 5 協議事項

① 桧山海岸線予約バス本格運行の実施について

② 八雲町における自家用有償運送について

### 6 その他

① 熊石バス停の待合環境の整備について

② 函館運輸支局より情報提供

## 八雲町地域公共交通会議委員名簿

	機 関 名	職 名	氏 名	備考
1	国土交通省北海道運輸局 函館運輸支局	輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	經 亀 真 利	令和2年9月4日より
2	北海道渡島総合振興局 地域創生部	地域政策課 新幹線推進室長	鈴 木 健 司	
3	北海道渡島総合振興局 函館建設管理部八雲出張所	所長	水 元 琢 雄	
4	北海道函館方面八雲警察署	交通課長	山 崎 秀 崇	令和2年6月10日より
5	函館バス株式会社	バス事業部次長	金 岩 祐 也	
6	有限会社八雲ハイヤー	代表取締役	大久保 建一	
7	有限会社旭ハイヤー	代表取締役	新 木 吾 郎	
8	エスジーハイヤー株式会社	代表取締役社長	若 山 勝 則	
9	八雲町町内会等連絡協議会	会長	大 野 尚 司	八雲町地域公共交通会議副会長
10	函館地区交通運輸産業労働組 合協議会	事務局長	大 岩 伸 一	
11	八雲町	町長	岩 村 克 詔	八雲町地域公共交通会議会長
12	地域住民代表		川 口 洋 平	
13	JR北海道八雲駅	駅長	板 東 恒 治	
14	熊石町内会連絡協議会	会長	井 口 啓 吉	
15	落部連合町内会	会長	知 野 修 司	
16	八雲商工会	総務委員長	伊 藤 整 志	
17	八雲観光物産協会	代表理事	小 西 敏 雄	
18	合同会社キャンタク	代表取締役	出 崎 史 郎	

任期: 令和5年8月16日まで

## 第2回八雲町地域公共交通会議出席者名簿

	機 関 名	職 名	氏 名	備 考
1	国土交通省北海道運輸局	輸送・監査担当 首席運輸企画専門官	經 亀 真 利	
2	函館運輸支局	企画調整担当 首席運輸企画専門官	吳 憲一郎	随行者
3	北海道渡島総合振興局 地域創生部	地域政策課 新幹線推進室長	鈴木 健 司	
4	北海道渡島総合振興局 函館建設管理部八雲出張所	所長	水 元 琢 雄	
5	北海道函館方面八雲警察署	交通課長	山 崎 秀 崇	
6	函館バス株式会社	バス事業部次長	金 岩 祐 也	
7		バス事業部管理課	小 間 遥 世	随行者
8	有限会社八雲ハイヤー	代表取締役	大久保 建一	
9	八雲町町内会等連絡協議会	会長	大 野 尚 司	
10	函館地区交通運輸産業労働組合 協議会	事務局長	大 岩 伸 一	
11	熊石町町内会連絡協議会	会長	井 口 啓 吉	
12	八雲町	町長	岩 村 克 詔	
13	落部連合町内会	会長	知 野 修 司	
14	八雲商工会	総務委員長	伊 藤 整 志	
オブ ザー バー	北海道檜山振興局 地域創生部	地域政策課長	幅 口 一 路	
	せたな町	まちづくり推進課長	佐 藤 英 美	
		まちづくり推進課主幹	松 原 孝 樹	
関 係 課	地域振興課	課長	野 口 義 人	
	学校教育課	課長	石 坂 浩 太 郎	
		総務係主事	柴 田 裕 介	
事 務 局	政策推進課	課長	竹 内 友 身	
		企画係長	多 田 玲 央 奈	
		企画係	浮 須 慎 太 郎	

# 実証運行調査結果について

---



# 1. 実証運行調査結果

- ・令和2年7月20日～8月22日の34日間、檜山海岸線「予約バス」の実証運行調査結果を実施した。
- ・運行回数は合計40回、利用人数は延べ87人であった。冬期の実証運行と比較して、運行回数は約2倍、利用人員は約4倍となった。

## ▼実証運行調査結果の概要

実施期間	令和2年7月20日（月）～8月22日（土） 34日間	
運行区間	太田～熊石間	
目的	・ 令和2年10月1日から本格運行を開始する路線バスのデマンド化に向けて、慣れていただく ・ 大成区から熊石国保病院を結ぶ役割の確保	
実施事業者	有限会社 東ハイヤー	
運行回数／月	40回	
運行車両内訳	乗用	20回
	ジャンボ	19回
	バス	1回
利用人員／延べ	87人	

# 1. 実証運行調査結果

## ▼実証運行調査結果の運行ダイヤ

### ○太田発（上り便）

#### 1便目

停留所名	時刻
太田	7:40
第二富磯	7:49
富磯中央	7:51
第一富磯	7:52
第四上浦	7:54
上浦	7:54
大成学校前	7:56
大成総合支所前	7:57
久遠神社前	7:58
久遠西部	7:59
久遠東部	8:00
湯の尻	8:01
花歌	8:02
下宮野	8:04
宮野	8:05
平田内	8:06
平浜	8:07
六軒町	8:09
あわび山荘前	8:11
中貝取澗	8:12
貝取澗坂下	8:13
荷菱内	8:16
建石	8:17
長磯	8:18
長磯岬	8:19
関内	8:20
東関内	8:21
北西浜	8:22
西浜	8:23
西浜会館前	8:24
鳴神	8:25
熊石病院前	8:26
熊石	8:27

#### 2便目

停留所名	時刻
太田	10:34
第二富磯	10:42
富磯中央	10:44
第一富磯	10:45
第四上浦	10:47
上浦	10:47
大成学校前	10:49
大成総合支所前	10:50
久遠神社前	10:51
久遠西部	10:52
久遠東部	10:53
湯の尻	10:54
花歌	10:55
下宮野	10:57
宮野	10:58
平田内	10:59
平浜	11:00
六軒町	11:02
あわび山荘前	11:04
中貝取澗	11:05
貝取澗坂下	11:06
荷菱内	11:09
建石	11:10
長磯	11:11
長磯岬	11:12
関内	11:13
東関内	11:14
北西浜	11:15
西浜	11:16
西浜会館前	11:17
鳴神	11:18
熊石病院前	11:19
熊石	11:20

#### 3便目

停留所名	時刻
太田	13:40
第二富磯	13:49
富磯中央	13:51
第一富磯	13:52
第四上浦	13:54
上浦	13:54
大成学校前	13:56
大成総合支所前	13:57
久遠神社前	13:58
久遠西部	13:59
久遠東部	14:00
湯の尻	14:01
花歌	14:02
下宮野	14:04
宮野	14:05
平田内	14:06
平浜	14:07
六軒町	14:09
あわび山荘前	14:11
中貝取澗	14:12
貝取澗坂下	14:13
荷菱内	14:16
建石	14:17
長磯	14:18
長磯岬	14:19
関内	14:20
東関内	14:21
北西浜	14:22
西浜	14:23
西浜会館前	14:24
鳴神	14:25
熊石病院前	14:26
熊石	14:27

9:10 熊石発バスに接続

11:25 熊石発バスに接続

14:32 熊石発バスに接続

### ○熊石発（下り便）

#### 1便目

9:00 熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	9:14
熊石病院前	9:15
鳴神	9:16
西浜会館前	9:17
西浜	9:18
北西浜	9:19
東関内	9:20
関内	9:21
長磯岬	9:22
長磯	9:23
建石	9:24
荷菱内	9:25
貝取澗坂下	9:28
中貝取澗	9:29
あわび山荘前	9:30
六軒町	9:32
平浜	9:34
平田内	9:35
宮野	9:36
下宮野	9:37
花歌	9:39
湯の尻	9:40
久遠東部	9:41
久遠西部	9:42
久遠神社前	9:43
大成総合支所前	9:44
大成学校前	9:45
上浦	9:47
第四上浦	9:47
第一富磯	9:49
富磯中央	9:50
第二富磯	9:52
太田	10:00

#### 2便目

11:59 熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	12:40
熊石病院前	12:41
鳴神	12:42
西浜会館前	12:43
西浜	12:44
北西浜	12:45
東関内	12:46
関内	12:47
長磯岬	12:48
長磯	12:49
建石	12:50
荷菱内	12:51
貝取澗坂下	12:54
中貝取澗	12:55
あわび山荘前	12:56
六軒町	12:58
平浜	13:00
平田内	13:01
宮野	13:02
下宮野	13:03
花歌	13:05
湯の尻	13:06
久遠東部	13:07
久遠西部	13:08
久遠神社前	13:09
大成総合支所前	13:10
大成学校前	13:11
上浦	13:13
第四上浦	13:13
第一富磯	13:14
富磯中央	13:16
第二富磯	13:18
太田	13:26

#### 3便目

14:39 熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	14:40
熊石病院前	14:41
鳴神	14:42
西浜会館前	14:43
西浜	14:44
北西浜	14:45
東関内	14:46
関内	14:47
長磯岬	14:48
長磯	14:49
建石	14:50
荷菱内	14:51
貝取澗坂下	14:54
中貝取澗	14:55
あわび山荘前	14:56
六軒町	14:58
平浜	15:00
平田内	15:01
宮野	15:02
下宮野	15:03
花歌	15:05
湯の尻	15:06
久遠東部	15:07
久遠西部	15:08
久遠神社前	15:09
大成総合支所前	15:10
大成学校前	15:11
上浦	15:13
第四上浦	15:13
第一富磯	15:14
富磯中央	15:16
第二富磯	15:18
太田	15:26

# 1. 実証運行調査結果

## 【参考】実証運行調査結果の詳細

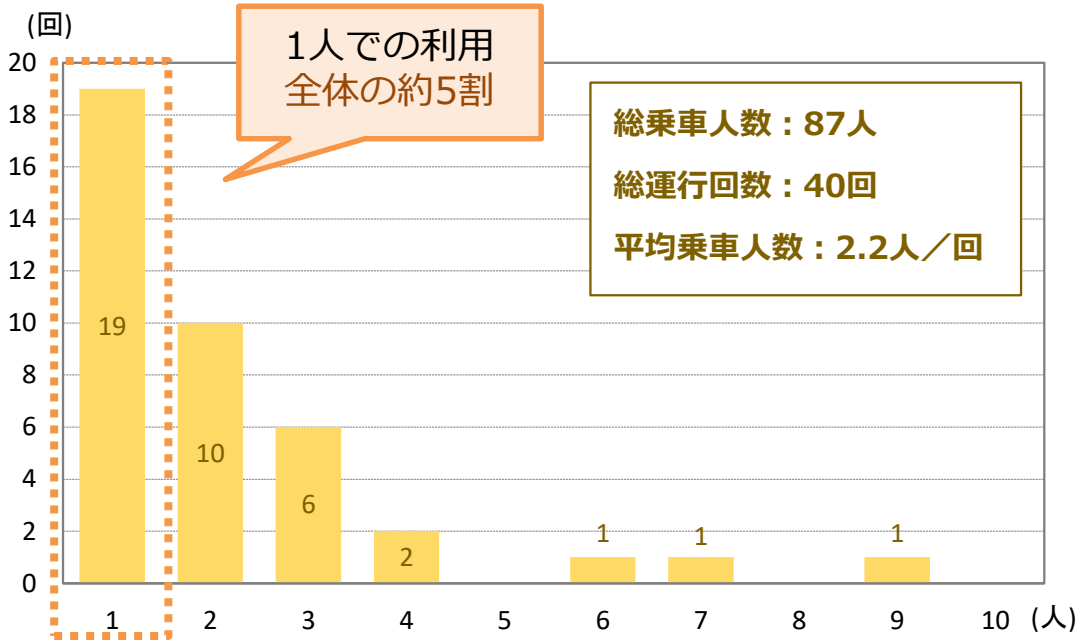
月	日	曜日	運行回数			便名(上下)		発時間	着時間	乗車人数	運行区間
			乗用	ジャンボ	バス						
7	22	水		1		1	上	7:40	8:57	3	太田～宮野～熊石国保
				1		2	下	12:41	13:40	3	熊石国保～宮野～太田
	25	土	1			2	上	10:21	10:54	1	太田～本陣
			1			1	上	7:59	8:51	1	宮野～熊石
	27	月	1			2	下	12:15	13:07	1	熊石～宮野
			1			1	上	7:55	8:51	2	都支所前～熊石国保
	30	木		1		2	下	12:15	13:09	2	熊石国保～都支所前
			1			1	上	7:57	8:50	3	熊石国保
	31	金	1			2	上	10:48	11:45	1	熊石国保
			1			2	下	12:15	13:09	2	熊石国保
8	3	月	1			3	下	14:15	15:06	1	熊石
			1			1	上	8:00	8:51	2	長磯～熊石国保
	5	水	1			1	上	7:58	8:50	1	関内～雲石
			1			1	上	7:58	8:50	1	六軒町～熊石国保
	6	木	1			1	上	7:55	8:50	1	宮野～熊石国保
			1			2	下	12:15	13:06	1	熊石国保～宮野
	8	土	1			2	上	10:50	11:43	1	関内～熊石
			1			1	上	7:58	8:51	2	六軒町～熊石国保
	12	水		1		2	下	12:15	12:58	2	熊石国保～六軒町
			1			3	上	13:58	14:50	1	久遠神社～熊石
	14	金	1			3	下	14:15	15:10	1	熊石～久遠東部
			1			2	下	12:27	13:35	1	関内～太田
	15	土	1			1	下	8:50	9:43	2	根崎～関内
			1			2	上	10:22	11:13	3	太田～都～関内～根崎
	16	日		1		2	下	13:07	13:31	1	都～太田
			1			3	上	13:32	14:27	2	太田～東部～宮野～貝取澗
	18	火	1			3	下	14:55	15:10	1	宮野～東部
			1			1	下	9:15	10:05	1	あわび山荘～太田
19	水	1			1	上	7:53	8:48	1	都～熊石国保	
		1			1	下	8:58	10:00	3	関内～太田	
21	金		1		2	上	10:46	11:40	1	都～熊石国保	
			1		2	下	12:15	13:25	2	熊石～太田	
			1		3	上	13:40	14:45	4	太田～関内～熊石	
		1			1	上	7:55	8:52	3	都～宮野～熊石国保	
			1		1	下	9:00	10:15	1	関内～太田	
			1		2	上	10:20	11:40	6	太田～関内～熊石	
			1		2	下	12:15	13:15	7	熊石国保～関内～宮野～都	
			1		3	上	13:58	14:45	4	宮野～熊石	
				1	3	上	13:58	14:45	9	宮野～熊石	
					3	下	15:10	15:28	2	太田	
計			20	19	1				87		

# 2. 調査結果の分析

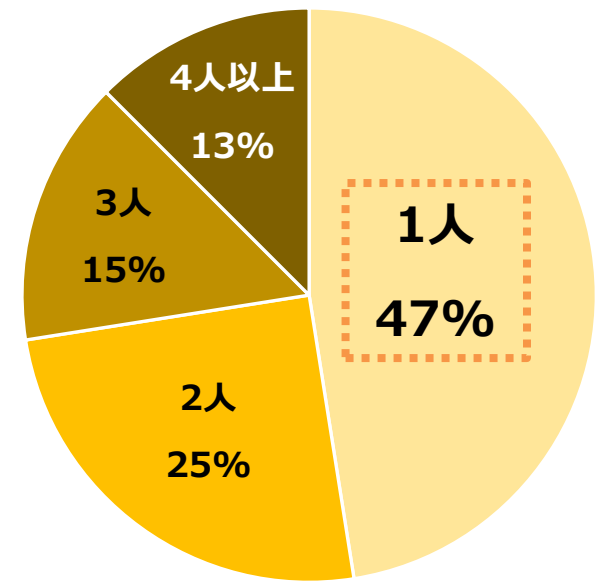
## ①乗車人数

- ・デマンドバスは1人での利用が19回と最も多く、全体（総運行回数40回）の約5割を占める結果となった。次点で2人での利用が10回（約2.5割）となっている。
- ・運行1回あたりの平均乗車人数は2.2人であった。

▼デマンドバスの乗車人数



▼デマンドバスの乗車人数の内訳

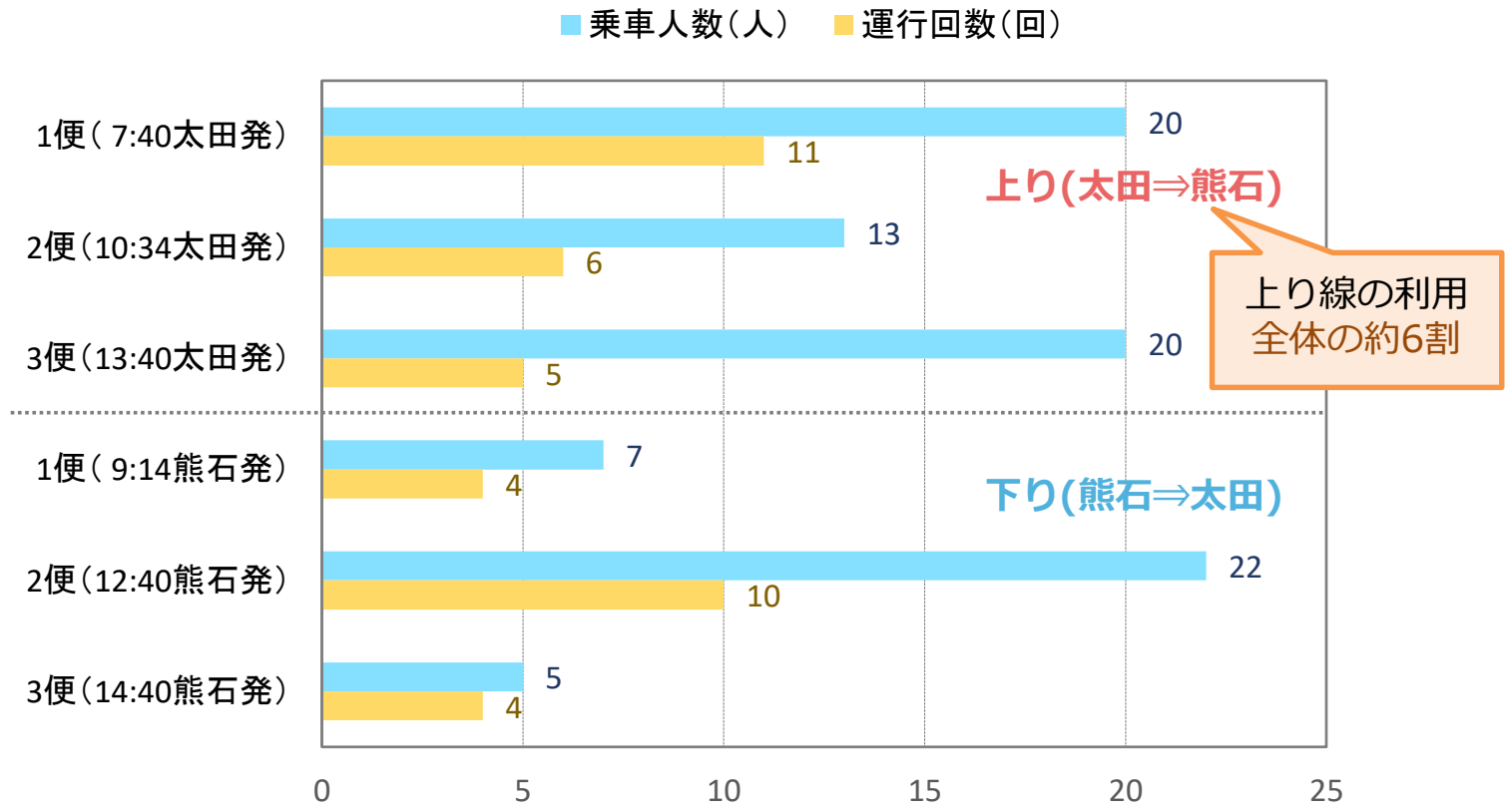


# 2. 調査結果の分析

## ②便ごとの利用状況

- ・ 太田発1便目（20人、11回）、熊石発2便目（22人、10回）の乗車人数、運行回数がともに多い結果となった。熊石国保病院への往復利用が多かったと想定される（次項参考資料を参照）。
- ・ 上下線を比較すると上り線の利用者が多く、1～3便を合わせて53人と全体（総乗車人数87人）の約6割を占めている。

▼便ごとの利用状況



上り線の利用  
全体の約6割

# 2. 調査結果の分析

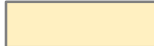
## 【参考】便ごとの運行区間

○太田発（上り便）

便名	運行区間
1	太田～宮野～熊石国保
	宮野～熊石
	都支所前～熊石国保
	熊石国保
	長磯～熊石国保
	関内～雲石
	六軒町～熊石国保
	宮野～熊石国保
	六軒町～熊石国保
	根崎～関内
	あわび山荘～太田
	都～熊石国保
	関内～太田
	都～宮野～熊石国保
	関内～太田
2	太田～本陣
	熊石国保
	関内～熊石
	太田～都～関内～根崎
	都～熊石国保
3	太田～関内～熊石
	久遠神社～熊石
	太田～東部～宮野～貝取澗
	太田～関内～熊石
	宮野～熊石
	宮野～熊石

○熊石発（下り便）

便名	運行区間
1	根崎～関内
	あわび山荘～太田
	関内～太田
	関内～太田
2	熊石国保～宮野～太田
	熊石～宮野
	熊石国保～都支所前
	熊石国保
	熊石国保～宮野
	熊石国保～六軒町
	関内～太田
	都～太田
	熊石～太田
	熊石国保～関内～宮野～都
3	熊石
	熊石～久遠東部
	宮野～東部
	太田

 : 熊石国保病院への利用

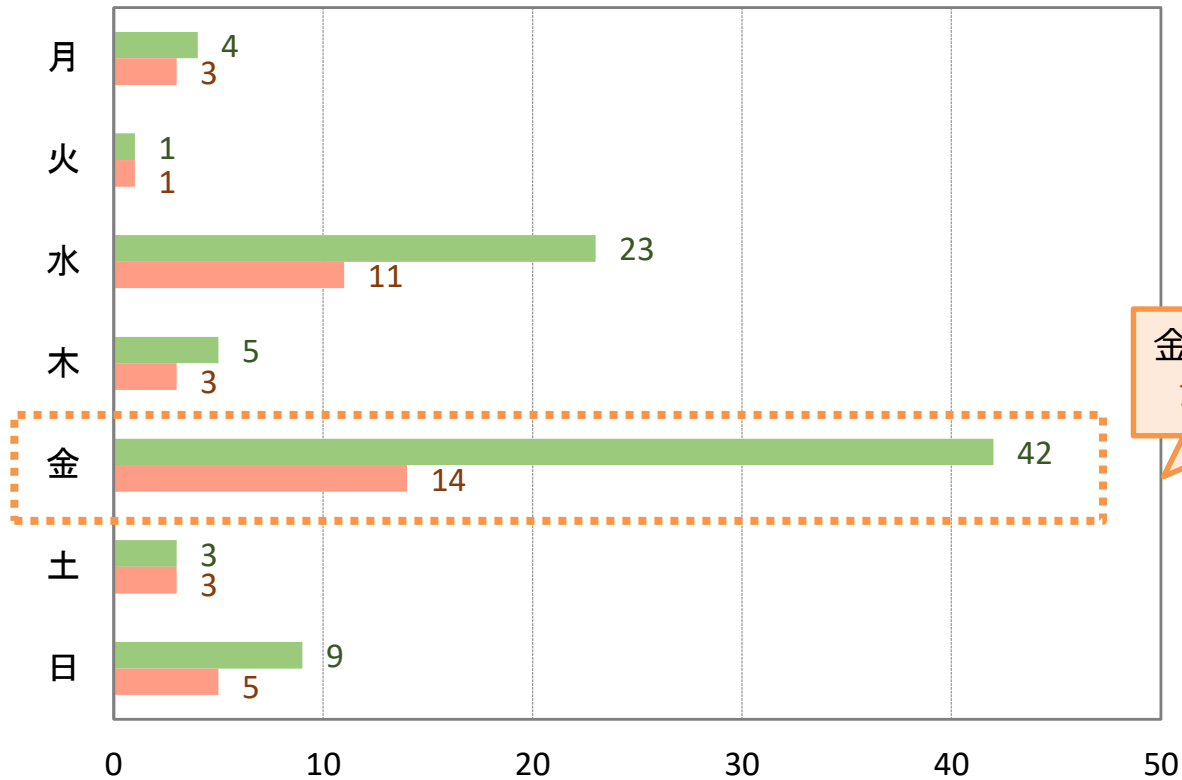
## 2. 調査結果の分析

### ③ 曜日ごとの利用状況

- 金曜日の利用者が42人と最も多く、全体の約5割を占めている。次点で水曜日の利用（23人）が多かった。

#### ▼ 曜日ごとの利用状況

■ 乗車人数(人) ■ 運行回数(回)

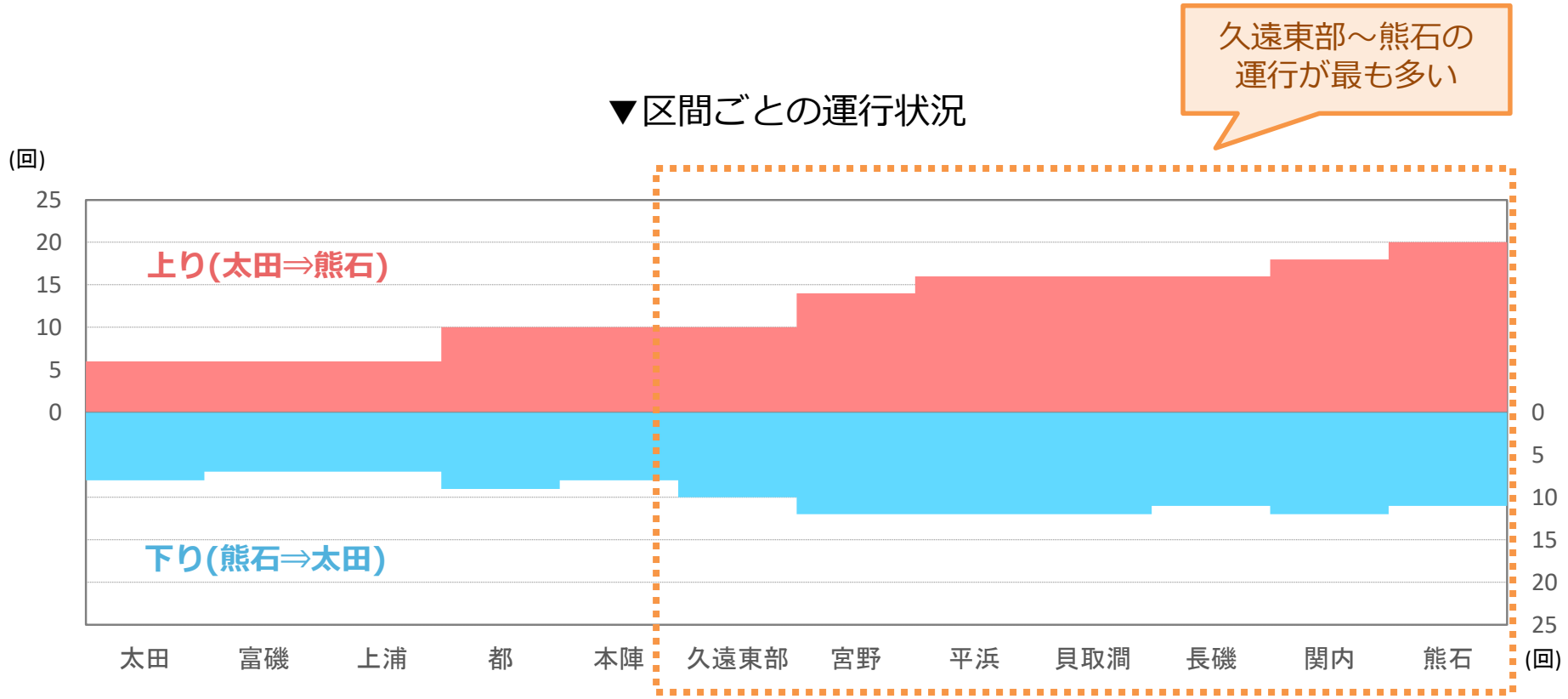


金曜日の利用者  
全体の約5割

# 2. 調査結果の分析

## ④ 区間ごとの運行状況

- ・ 上り・下り線ともに久遠東部～熊石間の運行が約10回以上を占めており、最も運行されている結果となった。
- ・ 上り線では熊石への運行回数が20回と最も多く、熊石への通院利用を目的とするケースが多かったと想定される。

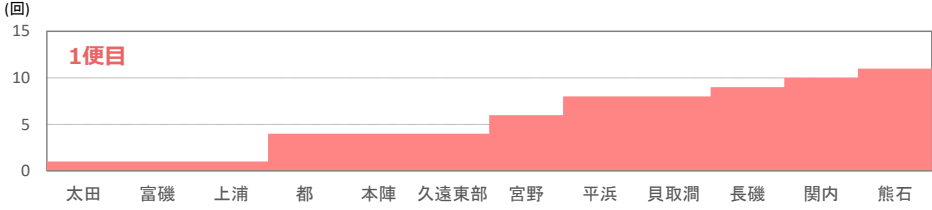




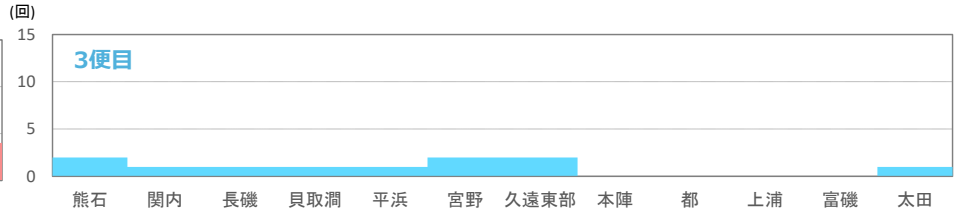
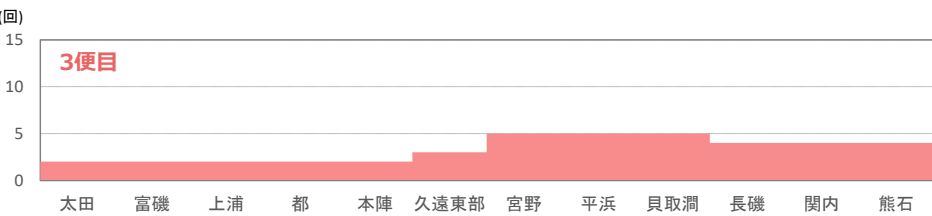
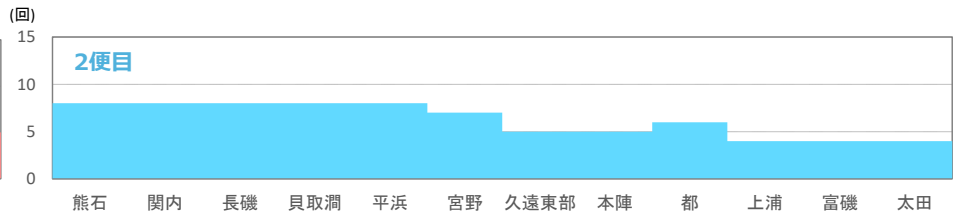
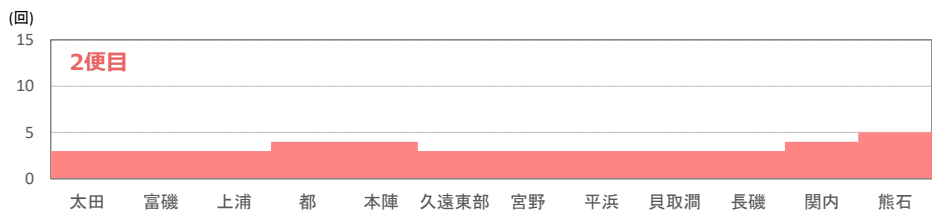
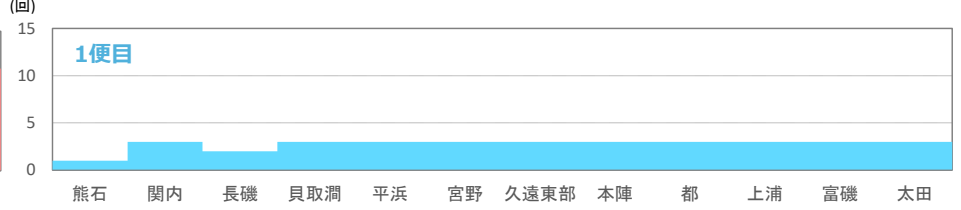
# 2. 調査結果の分析

## 【参考】 区間ごとの運行状況（便別）

○太田発（上り便）



○熊石発（下り便）



# 【参考】実証運行調査結果（冬季）

- ・令和2年3月1日～31日の1か月間、檜山海岸線「予約バス」の実証運行調査結果を実施した。
- ・運行回数は合計18回、利用人数は延べ24人と利用者が少ない結果となったが、コロナウイルスの影響による外出自粛が要因であると想定される。

## ▼実証運行調査結果の概要

実施期間	令和2年3月1日（日）～31日（火） 1か月間	
運行区間	檜山海岸線地区（太田地区～熊石地区）	
目的	・大成区から熊石国保病院を結ぶ役割の確保を目指す ・来年度以降のバスのデマンド化に向けて、慣れていただく	
実施事業者	有限会社 東ハイヤー	
運行回数／月	18回	
運行車両 内訳	ハイヤー	16回
	バス	2回
利用人員／延べ	24人	
実施事業者からのコメント	・コロナウイルスの影響により外出が控えられ、利用者が少ない結果となったと想定される。	

# 【参考】実証運行調査結果 (冬季)

## ▼実証運行調査結果の運行ダイヤ

### ○太田発→熊石行

#### 1便目

停留所名	時刻
太田	7:05
第二富磯	7:14
富磯中央	7:16
第一富磯	7:17
第四上浦	7:19
上浦	7:19
大成学校前	7:21
大成総合支所前	7:22
久遠神社前	7:23
久遠西部	7:24
久遠東部	7:25
湯の尻	7:27
花歌	7:28
下宮野	7:30
宮野	7:31
平田内	7:32
平浜	7:33
六軒町	7:35
あわび山荘前	7:37
中貝取潤	7:38
貝取潤坂下	7:39
荷菱内	7:42
建石	7:43
長磯	7:44
長磯岬	7:45
熊石病院前	7:52
熊石	7:54

7:59熊石発バスに接続

#### 2便目

停留所名	時刻
太田	10:34
第二富磯	10:42
富磯中央	10:44
第一富磯	10:45
第四上浦	10:47
上浦	10:47
大成学校前	10:49
大成総合支所前	10:50
久遠神社前	10:51
久遠西部	10:52
久遠東部	10:53
湯の尻	10:54
花歌	10:55
下宮野	10:57
宮野	10:58
平田内	10:59
平浜	11:00
六軒町	11:02
あわび山荘前	11:04
中貝取潤	11:05
貝取潤坂下	11:06
荷菱内	11:09
建石	11:10
長磯	11:11
長磯岬	11:12
熊石病院前	11:19
熊石	11:20

11:25熊石発バスに接続

#### 3便目

停留所名	時刻
太田	13:40
第二富磯	13:49
富磯中央	13:51
第一富磯	13:52
第四上浦	13:54
上浦	13:54
大成学校前	13:56
大成総合支所前	13:57
久遠神社前	13:58
久遠西部	13:59
久遠東部	14:00
湯の尻	14:01
花歌	14:02
下宮野	14:04
宮野	14:05
平田内	14:06
平浜	14:07
六軒町	14:09
あわび山荘前	14:11
中貝取潤	14:12
貝取潤坂下	14:13
荷菱内	14:16
建石	14:17
長磯	14:18
長磯岬	14:19
熊石病院前	14:26
熊石	14:27

14:32熊石発バスに接続

### ○熊石発→太田行

#### 1便目

9:00熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	9:14
熊石病院前	9:15
長磯岬	9:22
長磯	9:23
建石	9:24
荷菱内	9:25
貝取潤坂下	9:28
中貝取潤	9:29
あわび山荘前	9:30
六軒町	9:32
平浜	9:34
平田内	9:35
宮野	9:36
下宮野	9:37
花歌	9:39
湯の尻	9:40
久遠東部	9:41
久遠西部	9:42
久遠神社前	9:43
大成総合支所前	9:44
大成学校前	9:45
上浦	9:47
第四上浦	9:47
第一富磯	9:49
富磯中央	9:50
第二富磯	9:52
太田	10:00

#### 2便目

11:59熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	12:00
熊石病院前	12:01
長磯岬	12:08
長磯	12:09
建石	12:10
荷菱内	12:11
貝取潤坂下	12:14
中貝取潤	12:15
あわび山荘前	12:16
六軒町	12:18
平浜	12:20
平田内	12:21
宮野	12:22
下宮野	12:23
花歌	12:25
湯の尻	12:26
久遠東部	12:27
久遠西部	12:28
久遠神社前	12:29
大成総合支所前	12:30
大成学校前	12:31
上浦	12:33
第四上浦	12:33
第一富磯	12:35
富磯中央	12:36
第二富磯	12:38
太田	12:46

#### 3便目

14:39熊石着バスから接続	
停留所名	時刻
熊石	14:40
熊石病院前	14:41
長磯岬	14:48
長磯	14:49
建石	14:50
荷菱内	14:51
貝取潤坂下	14:54
中貝取潤	14:55
あわび山荘前	14:56
六軒町	14:58
平浜	15:00
平田内	15:01
宮野	15:02
下宮野	15:03
花歌	15:05
湯の尻	15:06
久遠東部	15:07
久遠西部	15:08
久遠神社前	15:09
大成総合支所前	15:10
大成学校前	15:11
上浦	15:13
第四上浦	15:13
第一富磯	15:14
富磯中央	15:16
第二富磯	15:18
太田	15:26

# 【参考】実証運行調査結果（冬季）

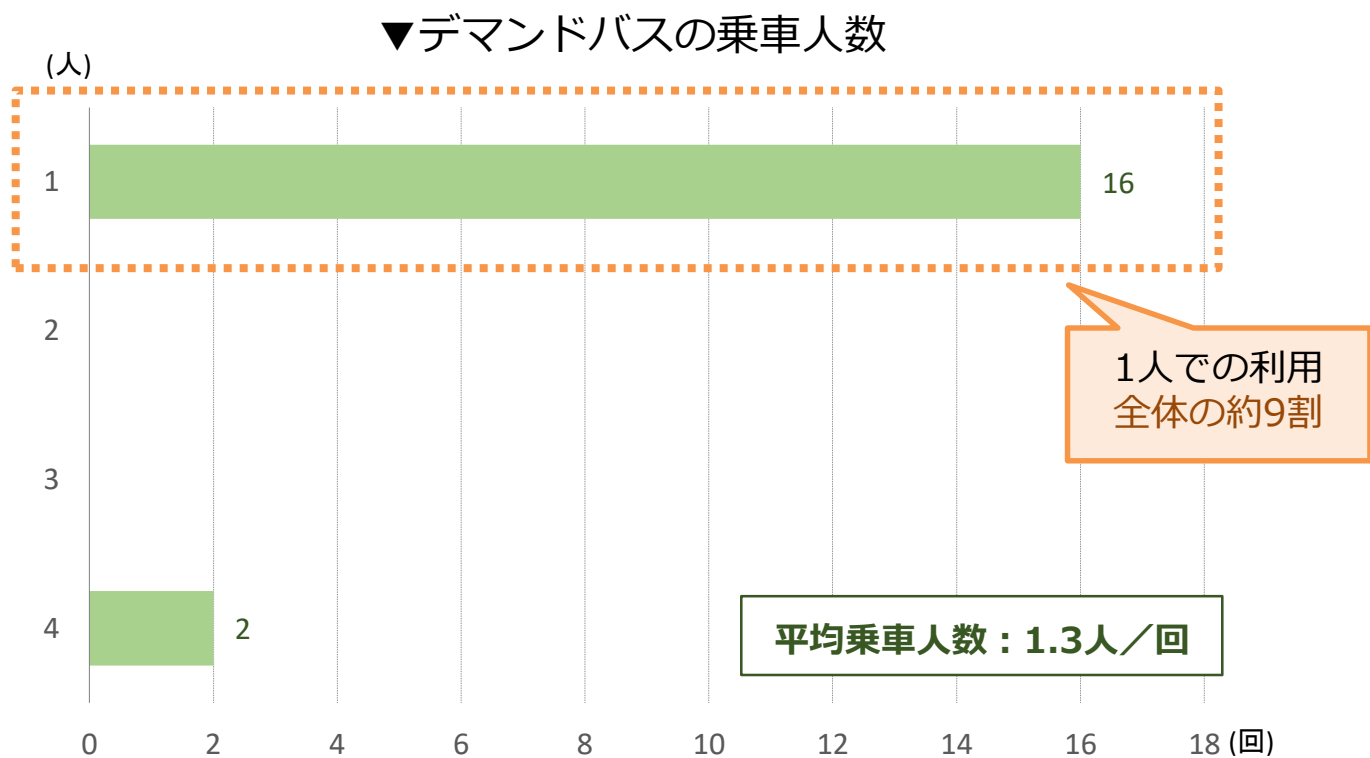
## 【参考】実証運行調査結果の詳細

日	曜日	運行回数		便名	発時間	乗車人数	運行区間
		ハイヤー	バス				
1	日	1		上	13:58	1	本陣～貝取澗
		1		下	14:56	1	貝取澗～本陣
3	火	1		下	15:10	1	都～富磯
5	木	2		上下	13:58	2	本陣～貝取澗（上下）
10	火	2		上下	13:58	2	本陣～貝取澗（上下）
15	日	2		上下	13:58	2	本陣～貝取澗（上下）
17	火	1		下	15:10	1	都～富磯
21	土	2		上下	13:58	2	本陣～貝取澗（上下）
28	土		1	上	10:47	4	上浦～貝取澗
			1	下	14:56	4	貝取澗～上浦
29	日	1		上	10:53	1	東部～熊石
		2		上下	13:58	2	本陣～貝取澗（上下）
30	月	1		上	7:33	1	平浜～熊石
計		16	2			24	

# 【参考】 実証運行調査結果（冬季）

## ①乗車人数

- ・デマンドバスは1人での利用が16回と最も多く、全体の約9割の利用があった。次点で4人での利用が2回となっている。
- ・運行1回あたりの平均乗車人数は1.3人であった。

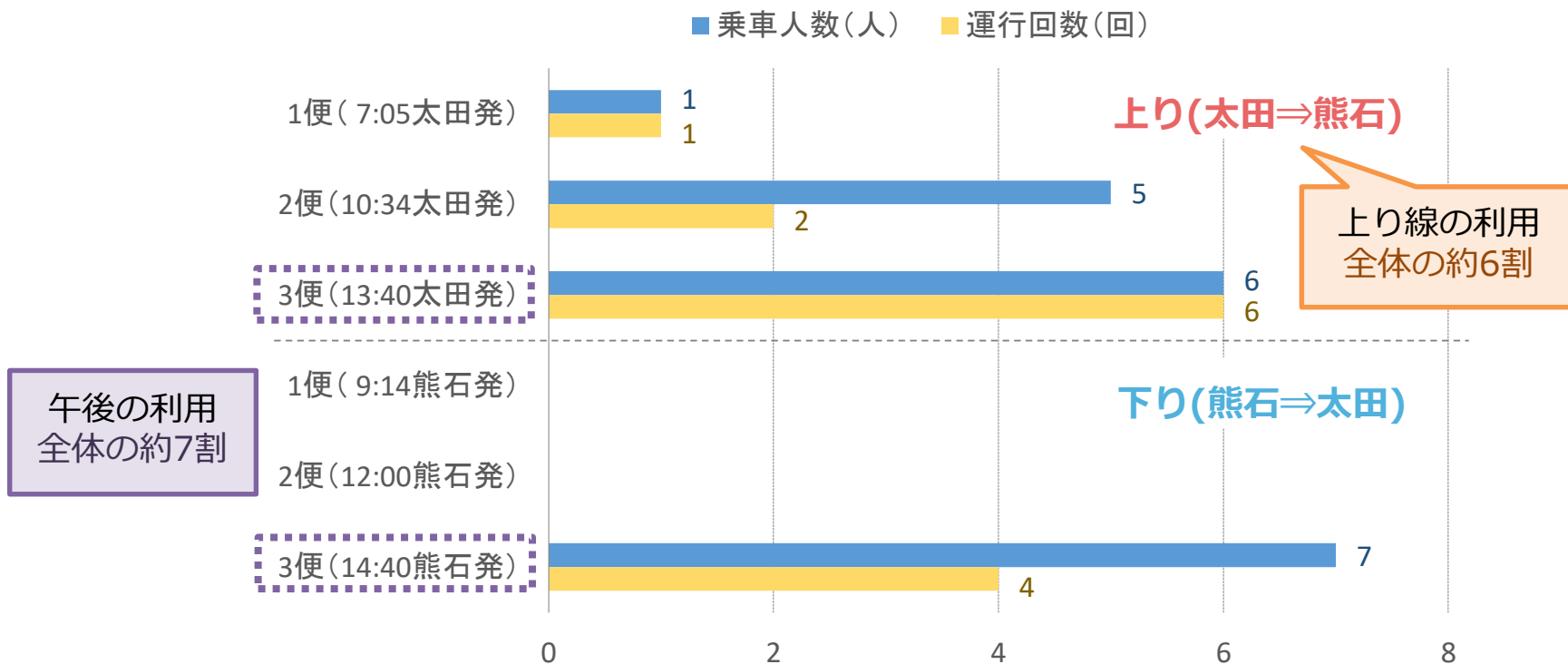


# 【参考】 実証運行調査結果（冬季）

## ②便ごとの利用状況

- ・ 太田から熊石へ向かう上り線の利用者が多く、1～3便を合わせて12人と全体の約6割と占めている。
- ・ 午後の便である第3便の利用者は、上り線、下り線を合わせて13人と全体の約7割を占めており、午後の利用が多い傾向にある。

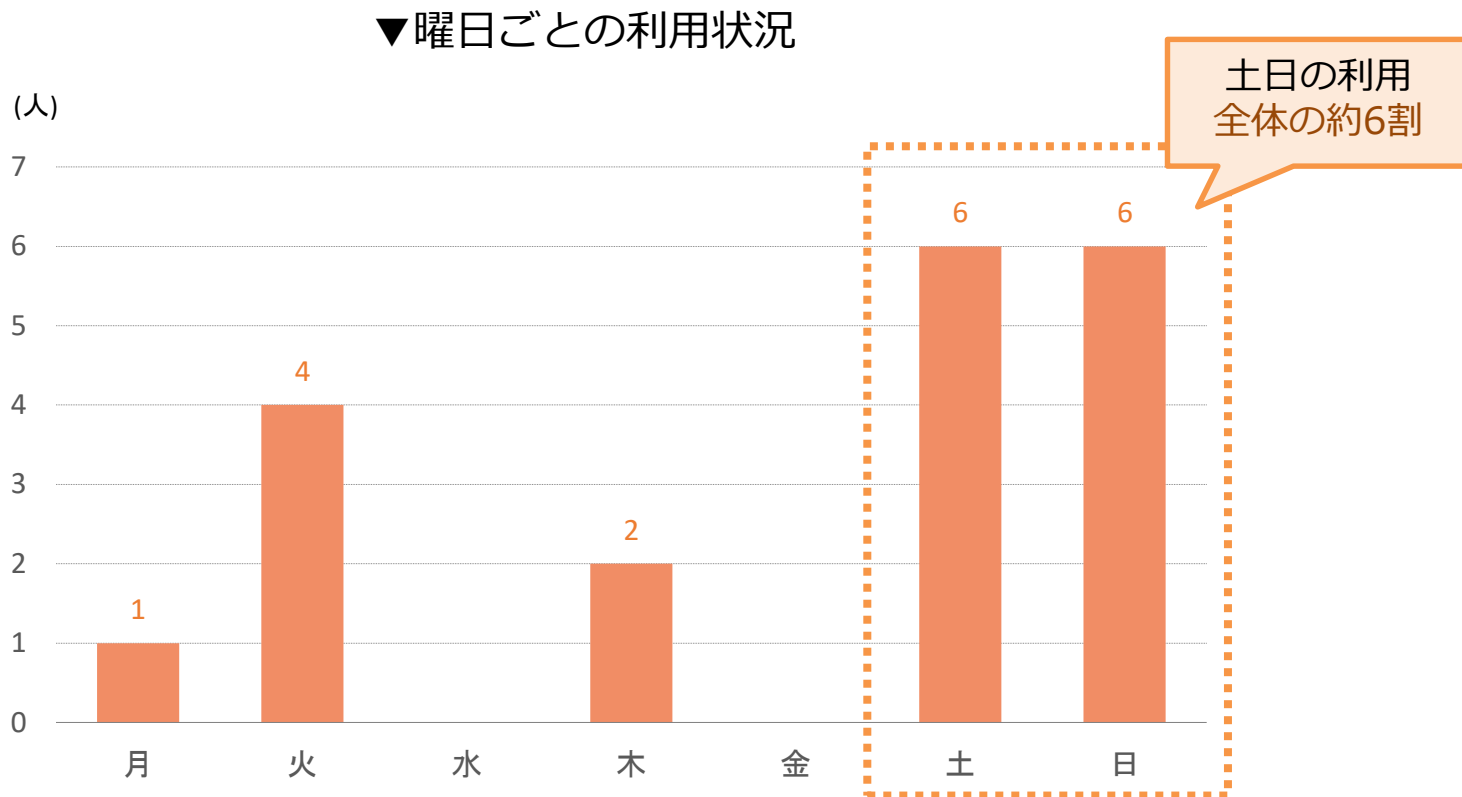
### ▼便ごとの利用状況



# 【参考】実証運行調査結果（冬季）

## ③曜日ごとの利用状況

- ・日曜日、土曜日の利用者がそれぞれ6人と最も多く、土日の利用が全体の約6割を占めている。
- ・日曜日、火曜日、土曜日にデマンドバスの利用が集中している一方で、水曜日、金曜日は利用がなかった。

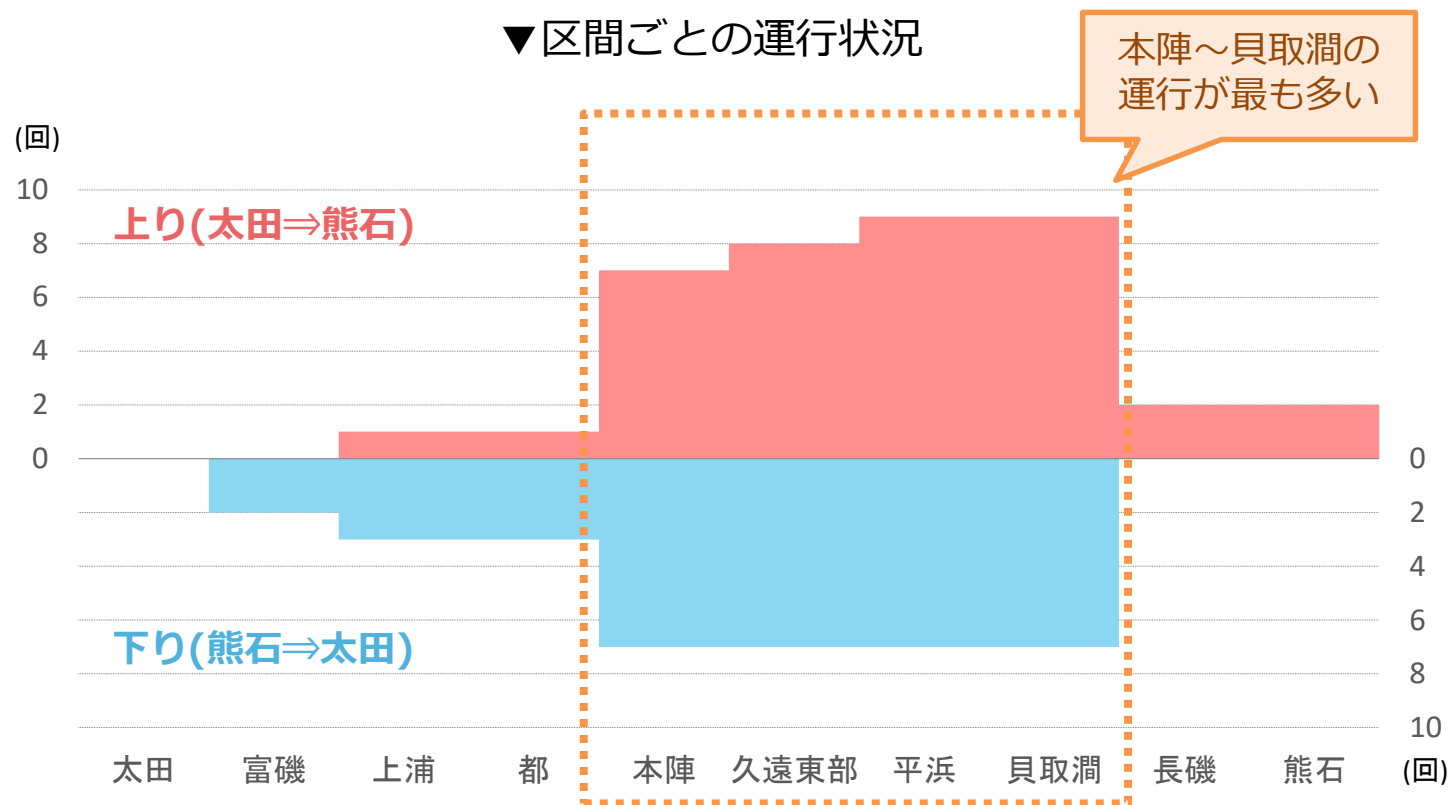


※1日（日）、28日（土）の便は上下で同一の利用者であると想定し、上下便合わせて1人として集計している。

# 【参考】実証運行調査結果（冬季）

## ④区間ごとの運行状況

- ・ 上り・下り線ともに本陣～貝取澗間の運行が最も多い。
- ・ 想定していた熊石への通院利用が少なかったが、あわび山荘のある貝取澗を目的地とするケースが多くみられた。





# 檜山海岸線の本格運行に向けて

---

# 1. 運行ダイヤ案の検討について

- ・住民懇談会での要望や学生の通学・帰省の利便性を考慮し、以下の条件をもとに本格運行に向けたダイヤ案を検討した。

## 1. 江差および函館方面への通院需要への対応

- ・江差、函館への通院の足として利便性が良い便を継続させる。

## 2. 八雲町熊石国民健康保険病院への通院の利便性を確保

- ・八雲町熊石国民健康保険病院への通院の利便性を確保するため、朝夕に運行する便を継続させる。

## 3. 高校生の通学の足となる便の運行を継続

- ・八雲高校、江差高校への登下校の足を確保するため、檜山海岸線に加え江差八雲線へ接続する便を運行する。

## 4. 今金高等養護学校生の帰省の乗継ぎ利便性を確保

- ・今金高等養護学校の生徒の帰省・帰寮の足を確保するため、今金と北檜山を結ぶ瀬棚線、北檜山と宮野を結ぶ久遠線へ接続する便を運行する。

### 熊石行き

1便目	太田 6:10発 熊石 6:56着
2便目	太田 8:10発 熊石 8:56着
3便目	太田 10:34発 熊石 11:20着
4便目	太田 12:34発 熊石 13:20着
5便目	太田 13:00発 熊石 13:51着
6便目	太田 16:34発 熊石 17:20着
7便目	太田 18:00発 熊石 18:46着

### 太田行き

1便目	熊石 7:00発 太田 7:46着
2便目	熊石 9:00発 太田 9:46着
3便目	熊石 11:25発 太田 12:11着
4便目	熊石 13:25発 太田 14:11着
5便目	熊石 14:00発 太田 14:46着
6便目	熊石 17:25発 太田 18:11着
7便目	熊石 18:50発 太田 19:36着

# 2. 運行ダイヤ案について

## ○熊石行き

### 1便目

### 2便目

### 3便目

### 4便目

### 5便目

### 6便目

### 7便目

停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻	停留所名	時刻
太田	6:10	太田	8:10	太田	10:34	太田	12:34	太田	13:00	太田	16:34	太田	18:00
第二富磯	6:18	第二富磯	8:18	第二富磯	10:42	第二富磯	12:42	第二富磯	13:08	第二富磯	16:42	第二富磯	18:08
富磯中央	6:20	富磯中央	8:20	富磯中央	10:44	富磯中央	12:44	富磯中央	13:10	富磯中央	16:44	富磯中央	18:10
第一富磯	6:21	第一富磯	8:21	第一富磯	10:45	第一富磯	12:45	第一富磯	13:11	第一富磯	16:45	第一富磯	18:11
第四上浦	6:23	第四上浦	8:23	第四上浦	10:47	第四上浦	12:47	第四上浦	13:13	第四上浦	16:47	第四上浦	18:13
上浦	6:23	上浦	8:23	上浦	10:47	上浦	12:47	上浦	13:13	上浦	16:47	上浦	18:13
大成学校前	6:25	大成学校前	8:25	大成学校前	10:49	大成学校前	12:49	大成学校前	13:15	大成学校前	16:49	大成学校前	18:15
大成総合支所前	6:26	大成総合支所前	8:26	大成総合支所前	10:50	大成総合支所前	12:50	大成総合支所前	13:16	大成総合支所前	16:50	大成総合支所前	18:16
久遠神社前	6:27	久遠神社前	8:27	久遠神社前	10:51	久遠神社前	12:51	久遠神社前	13:17	久遠神社前	16:51	久遠神社前	18:17
久遠西部	6:28	久遠西部	8:28	久遠西部	10:52	久遠西部	12:52	久遠西部	13:18	久遠西部	16:52	久遠西部	18:18
久遠東部	6:29	久遠東部	8:29	久遠東部	10:53	久遠東部	12:53	久遠東部	13:19	久遠東部	16:53	久遠東部	18:19
湯の尻	6:30	湯の尻	8:30	湯の尻	10:54	湯の尻	12:54	湯の尻	13:20	湯の尻	16:54	湯の尻	18:20
花歌	6:31	花歌	8:31	花歌	10:55	花歌	12:55	花歌	13:21	花歌	16:55	花歌	18:21
下宮野	6:33	下宮野	8:33	下宮野	10:57	下宮野	12:57	下宮野	13:23	下宮野	16:57	下宮野	18:23
宮野	6:34	宮野	8:34	宮野	10:58	宮野	12:58	宮野 ※	13:24 (13:29発)	宮野	16:58	宮野	18:24
平田内	6:35	平田内	8:35	平田内	10:59	平田内	12:59	平田内	13:30	平田内	16:59	平田内	18:25
平浜	6:36	平浜	8:36	平浜	11:00	平浜	13:00	平浜	13:31	平浜	17:00	平浜	18:26
六軒町	6:38	六軒町	8:38	六軒町	11:02	六軒町	13:02	六軒町	13:33	六軒町	17:02	六軒町	18:28
あわび山荘前	6:40	あわび山荘前	8:40	あわび山荘前	11:04	あわび山荘前	13:04	あわび山荘前	13:35	あわび山荘前	17:04	あわび山荘前	18:30
中貝取澗	6:41	中貝取澗	8:41	中貝取澗	11:05	中貝取澗	13:05	中貝取澗	13:36	中貝取澗	17:05	中貝取澗	18:31
貝取澗坂下	6:42	貝取澗坂下	8:42	貝取澗坂下	11:06	貝取澗坂下	13:06	貝取澗坂下	13:37	貝取澗坂下	17:06	貝取澗坂下	18:32
荷菱内	6:45	荷菱内	8:45	荷菱内	11:09	荷菱内	13:09	荷菱内	13:40	荷菱内	17:09	荷菱内	18:35
建石	6:46	建石	8:46	建石	11:10	建石	13:10	建石	13:41	建石	17:10	建石	18:36
長磯	6:47	長磯	8:47	長磯	11:11	長磯	13:11	長磯	13:42	長磯	17:11	長磯	18:37
長磯岬	6:48	長磯岬	8:48	長磯岬	11:12	長磯岬	13:12	長磯岬	13:43	長磯岬	17:12	長磯岬	18:38
関内	6:49	関内	8:49	関内	11:13	関内	13:13	関内	13:44	関内	17:13	関内	18:39
東関内	6:50	東関内	8:50	東関内	11:14	東関内	13:14	東関内	13:45	東関内	17:14	東関内	18:40
北西浜	6:51	北西浜	8:51	北西浜	11:15	北西浜	13:15	北西浜	13:46	北西浜	17:15	北西浜	18:41
西浜	6:52	西浜	8:52	西浜	11:16	西浜	13:16	西浜	13:47	西浜	17:16	西浜	18:42
西浜会館前	6:53	西浜会館前	8:53	西浜会館前	11:17	西浜会館前	13:17	西浜会館前	13:48	西浜会館前	17:17	西浜会館前	18:43
鳴神	6:54	鳴神	8:54	鳴神	11:18	鳴神	13:18	鳴神	13:49	鳴神	17:18	鳴神	18:44
熊石病院前	6:55	熊石病院前	8:55	熊石病院前	11:19	熊石病院前	13:19	熊石病院前	13:50	熊石病院前	17:19	熊石病院前	18:45
熊石	6:56	熊石	8:56	熊石	11:20	熊石	13:20	熊石	13:51	熊石	17:20	熊石	18:46

7:00 熊石発バスに接続

9:12 熊石発バスに接続

11:25 熊石発バスに接続

14:32 熊石発バスに接続

14:32 熊石発バスに接続

17:24 熊石発バスに接続

18:52 熊石発バスに接続

※日祝運休

※日祝のみ運行

※日祝運休

※日祝運休

※宮野で久遠線(13:29発)と接続します。

# 2. 運行ダイヤ案について

## ○太田行き

### 1便目

### 2便目

### 3便目

### 4便目

### 5便目

### 6便目

### 7便目

8:57 熊石着バスから接続

10:27 熊石着バスから接続

12:32  
13:23 熊石着バスから接続

12:32  
13:23 熊石着バスから接続

16:55 熊石着バスから接続

18:37 熊石着バスから接続

停留所名	時刻
熊石	7:00
熊石病院前	7:01
鳴神	7:02
西浜会館前	7:03
西浜	7:04
北西浜	7:05
東関内	7:06
関内	7:07
長磯岬	7:08
長磯	7:09
建石	7:10
荷菱内	7:11
貝取澗坂下	7:14
中貝取澗	7:15
あわび山荘前	7:16
六軒町	7:18
平浜	7:20
平田内	7:21
宮野	7:22
下宮野	7:23
花歌	7:25
湯の尻	7:26
久遠東部	7:27
久遠西部	7:28
久遠神社前	7:29
大成総合支所前	7:30
大成学校前	7:31
上浦	7:33
第四上浦	7:33
第一富磯	7:34
富磯中央	7:36
第二富磯	7:38
太田	7:46

停留所名	時刻
熊石	9:00
熊石病院前	9:01
鳴神	9:02
西浜会館前	9:03
西浜	9:04
北西浜	9:05
東関内	9:06
関内	9:07
長磯岬	9:08
長磯	9:09
建石	9:10
荷菱内	9:11
貝取澗坂下	9:14
中貝取澗	9:15
あわび山荘前	9:16
六軒町	9:18
平浜	9:20
平田内	9:21
宮野	9:22
下宮野	9:23
花歌	9:25
湯の尻	9:26
久遠東部	9:27
久遠西部	9:28
久遠神社前	9:29
大成総合支所前	9:30
大成学校前	9:31
上浦	9:33
第四上浦	9:33
第一富磯	9:34
富磯中央	9:36
第二富磯	9:38
太田	9:46

停留所名	時刻
熊石	11:25
熊石病院前	11:26
鳴神	11:27
西浜会館前	11:28
西浜	11:29
北西浜	11:30
東関内	11:31
関内	11:32
長磯岬	11:33
長磯	11:34
建石	11:35
荷菱内	11:36
貝取澗坂下	11:39
中貝取澗	11:40
あわび山荘前	11:41
六軒町	11:43
平浜	11:45
平田内	11:46
宮野	11:47
下宮野	11:48
花歌	11:50
湯の尻	11:51
久遠東部	11:52
久遠西部	11:53
久遠神社前	11:54
大成総合支所前	11:55
大成学校前	11:56
上浦	11:58
第四上浦	11:58
第一富磯	11:59
富磯中央	12:01
第二富磯	12:03
太田	12:11

停留所名	時刻
熊石	13:25
熊石病院前	13:26
鳴神	13:27
西浜会館前	13:28
西浜	13:29
北西浜	13:30
東関内	13:31
関内	13:32
長磯岬	13:33
長磯	13:34
建石	13:35
荷菱内	13:36
貝取澗坂下	13:39
中貝取澗	13:40
あわび山荘前	13:41
六軒町	13:43
平浜	13:45
平田内	13:46
宮野	13:47
下宮野	13:48
花歌	13:50
湯の尻	13:51
久遠東部	13:52
久遠西部	13:53
久遠神社前	13:54
大成総合支所前	13:55
大成学校前	13:56
上浦	13:58
第四上浦	13:58
第一富磯	13:59
富磯中央	14:01
第二富磯	14:03
太田	14:11

停留所名	時刻
熊石	14:00
熊石病院前	14:01
鳴神	14:02
西浜会館前	14:03
西浜	14:04
北西浜	14:05
東関内	14:06
関内	14:07
長磯岬	14:08
長磯	14:09
建石	14:10
荷菱内	14:11
貝取澗坂下	14:14
中貝取澗	14:15
あわび山荘前	14:16
六軒町	14:18
平浜	14:20
平田内	14:21
宮野	14:22
下宮野	14:23
花歌	14:25
湯の尻	14:26
久遠東部	14:27
久遠西部	14:28
久遠神社前	14:29
大成総合支所前	14:30
大成学校前	14:31
上浦	14:33
第四上浦	14:33
第一富磯	14:34
富磯中央	14:36
第二富磯	14:38
太田	14:46

停留所名	時刻
熊石	17:25
熊石病院前	17:26
鳴神	17:27
西浜会館前	17:28
西浜	17:29
北西浜	17:30
東関内	17:31
関内	17:32
長磯岬	17:33
長磯	17:34
建石	17:35
荷菱内	17:36
貝取澗坂下	17:39
中貝取澗	17:40
あわび山荘前	17:41
六軒町	17:43
平浜	17:45
平田内	17:46
宮野	17:47
下宮野	17:48
花歌	17:50
湯の尻	17:51
久遠東部	17:52
久遠西部	17:53
久遠神社前	17:54
大成総合支所前	17:55
大成学校前	17:56
上浦	17:58
第四上浦	17:58
第一富磯	17:59
富磯中央	18:01
第二富磯	18:03
太田	18:11

停留所名	時刻
熊石	18:50
熊石病院前	18:51
鳴神	18:52
西浜会館前	18:53
西浜	18:54
北西浜	18:55
東関内	18:56
関内	18:57
長磯岬	18:58
長磯	18:59
建石	19:00
荷菱内	19:01
貝取澗坂下	19:04
中貝取澗	19:05
あわび山荘前	19:06
六軒町	19:08
平浜	19:10
平田内	19:11
宮野	19:12
下宮野	19:13
花歌	19:15
湯の尻	19:16
久遠東部	19:17
久遠西部	19:18
久遠神社前	19:19
大成総合支所前	19:20
大成学校前	19:21
上浦	19:23
第四上浦	19:23
第一富磯	19:24
富磯中央	19:26
第二富磯	19:28
太田	19:36

※日祝運休

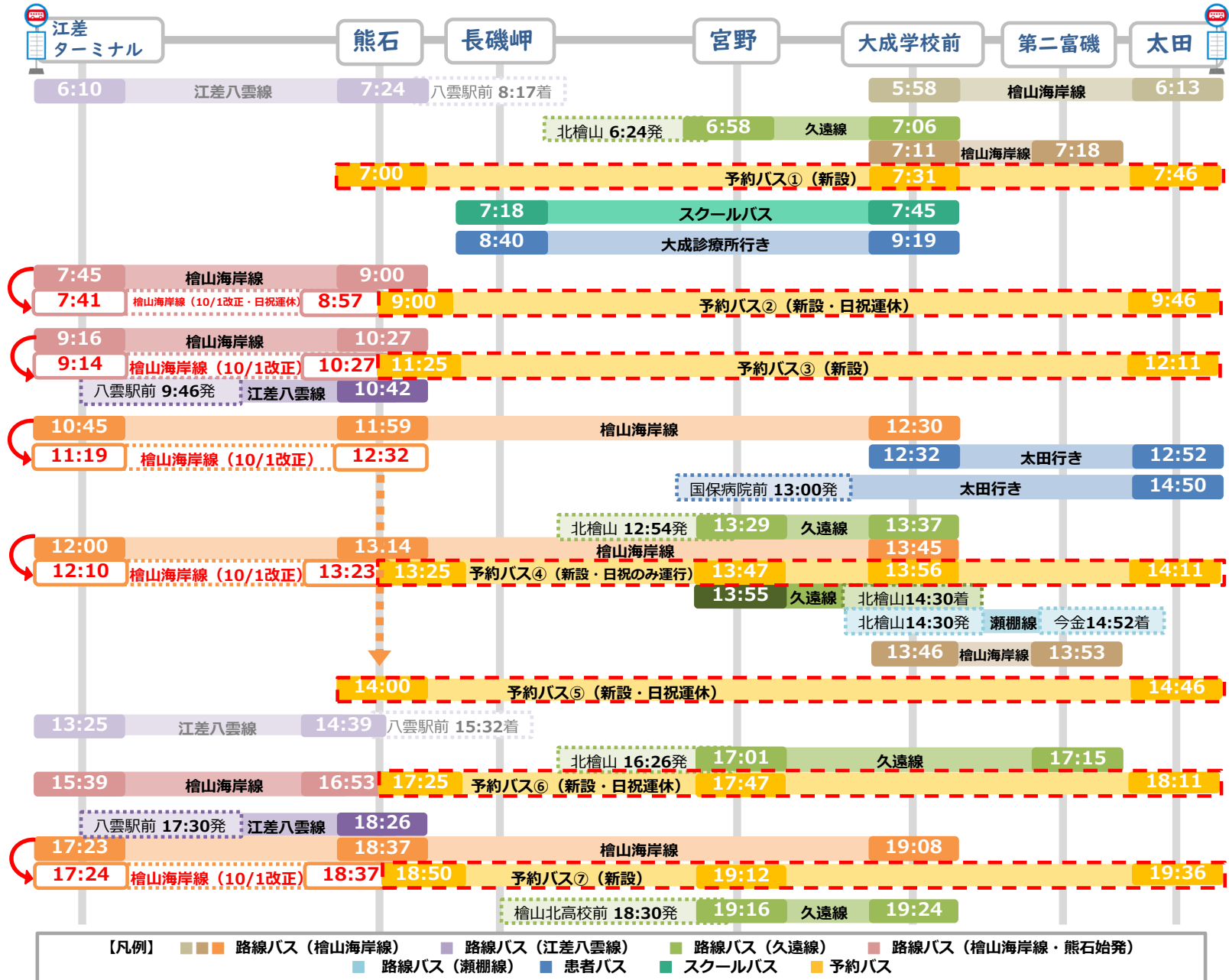
※日祝のみ運行

※日祝運休

※日祝運休



# 2. 運行ダイヤ案について (太田方面)



## 添 付 書 類

1. 定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに役員名簿（市町村運営有償運送は除く。）	
（1）定款又は寄付行為	<input type="checkbox"/>
（2）登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
（3）役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	<input type="checkbox"/>
2. 路線図（市町村運営有償運送における交通空白輸送を行う場合に限る。）	
	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 道路運送法第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しないことを証する書類（市町村運営有償運送は除く。）	
宣誓書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
4. 協議が整ったことを証する書類	
（1）市町村運営有償運送	
① 地域公共交通会議において協議が整った場合（様式第2-1号）	<input checked="" type="checkbox"/>
② 協議会において協議が整った場合（様式第2-2号）	<input type="checkbox"/>
（2）公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
5. 自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	
（1）自己保有・・・自動車検査証、売買契約書等の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
（2）リース・・・自動車検査証、リース契約書の写し	<input type="checkbox"/>
（3）持込車両・・・自動車検査証及び車両使用に係る契約書又は承諾書の写し	<input type="checkbox"/>
6. 運転者等が道路運送法施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する要件を備えていることを証する書類等	
（1）運転者名簿兼運転者就任承諾書（様式第4号）	<input checked="" type="checkbox"/>
（2）運転者（就任予定運転者を含む。）の運転免許証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
（3）運転者の過去2年間に係る運転記録証明書（第2種運転免許保有者を除く。）	<input checked="" type="checkbox"/>
（4）運転者が第1種免許保有者の場合は次の書類	
① 市町村運営有償運送（交通空白輸送に限る。）及び公共交通空白地有償運送	
イ）市町村運営有償運送等運転者講習修了証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
ロ）（社）日本自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を終了したことを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
② 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送に限る。）及び福祉有償運送	
イ）福祉有償運送運転者講習修了証の写し	<input type="checkbox"/>
ロ）（社）全国乗用自動車連合会、（財）福祉輸送サービス協会、（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講したことを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
（5）市町村運営有償運送（市町村福祉輸送に限る。）及び福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合は次の書類	
① 運転者のみで運送を行う場合	
イ）介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
ロ）セダン等運転者講習修了証の写し	<input type="checkbox"/>
ハ）（社）全国乗用自動車連合会、（財）福祉輸送サービス協会、（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講したことを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
ニ）都道府県知事が行う介護員の養成に関する研修、都道府県知事が指定した介護員養成研修事業者が行う介護員養成研修、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める研修（居宅介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修又は行動援護従業者養成研修等）の各課程いずれかを修了した旨の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
② 運転者以外の乗務員が同乗して運送を行う場合は、当該乗務員に係る次の書類	
イ）乗務員名簿兼乗務員就任承諾書（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
ロ）介護福祉士の登録を受けていることを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
ハ）セダン等運転者講習修了証の写し	<input type="checkbox"/>
ニ）（社）全国乗用自動車連合会、（財）福祉輸送サービス協会、（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講したことを証するものの写し等	<input type="checkbox"/>
ホ）都道府県知事が行う介護員の養成に関する研修、都道府県知事が指定した介護員養成研修事業者が行う介護員養成研修、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める研修（居宅介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修又は行動援護従業者養成研修等）の各課程いずれかを修了した旨の証明書の写し	<input type="checkbox"/>

7. 運行管理の体制等を記載した書類	
(1) 市町村運営有償運送における運行管理の体制等 (様式第6号)	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送における運行管理の体制等 (様式第7号)	<input type="checkbox"/>
(3) 運行管理の責任者の就任承諾書 (様式第8号)	<input checked="" type="checkbox"/>
(4) 乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送自動車及び乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送自動車5両以上の運行を管理する事務所における運行管理の責任者にあつては次の書類	
① 道路運送法第23条第1項に規定する運行管理者の資格を有している者	
イ) 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
ロ) 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
ハ) 一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
ニ) 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
ホ) 特定旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の写し	<input type="checkbox"/>
② 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する受験資格を有する者	
イ) 自動車運送事業の運行管理業務に係る実務経験を証する書面 (様式第9号)	<input type="checkbox"/>
ロ) 独立行政法人自動車事故対策機構が行う運行管理者基礎講習を修了したことを証するものの写し等	<input checked="" type="checkbox"/>
③ 道路交通法施行規則第9条の9第1項の規定する安全運転管理者の要件を備える者であつて、申請者の安全運転管理者として選任されている者	
安全運転管理者証の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
④ 道路交通法施行規則第9条の9第1項の規定する安全運転管理者の要件を備える者	
イ) 20歳以上であることを証する書面	
住民票の写し、運転免許証の写し等	<input type="checkbox"/>
ロ) 2年以上の運転管理の実務経験を有することを証する書面	
a) 運転管理業務経歴証明書 (様式第10号)	<input type="checkbox"/>
b) 実務経験が1年以上2年未満の場合は、a)の書面に加え、運転管理に関する公安委員会の教習を修了していることを証する書面	<input type="checkbox"/>
c) 公安委員会の認定を受けていることを証する書面	<input type="checkbox"/>
ハ) 過去2年間に係る運転記録証明書	<input type="checkbox"/>
ニ) 宣誓書 (様式第11号)	<input type="checkbox"/>
(5) 整備管理の責任者の就任承諾書 (様式第12号)	<input checked="" type="checkbox"/>
8. 旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面 (市町村運営有償運送を除く。)	
(1) 保険 (共済) 加入証書の写し	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 保険 (共済) 契約申込書の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 保険 (共済) 契約見積書の写し	<input type="checkbox"/>
(4) 前記写しの提出が出来ない場合は、宣誓書 (様式第13号)	<input type="checkbox"/>
9. 運送しようとする旅客の名簿 (市町村運営有償運送を除く。) (様式第14号)	<input type="checkbox"/>
10. 登録証 (更新登録申請の場合に限る。)	<input checked="" type="checkbox"/>



自家用有償旅客運送

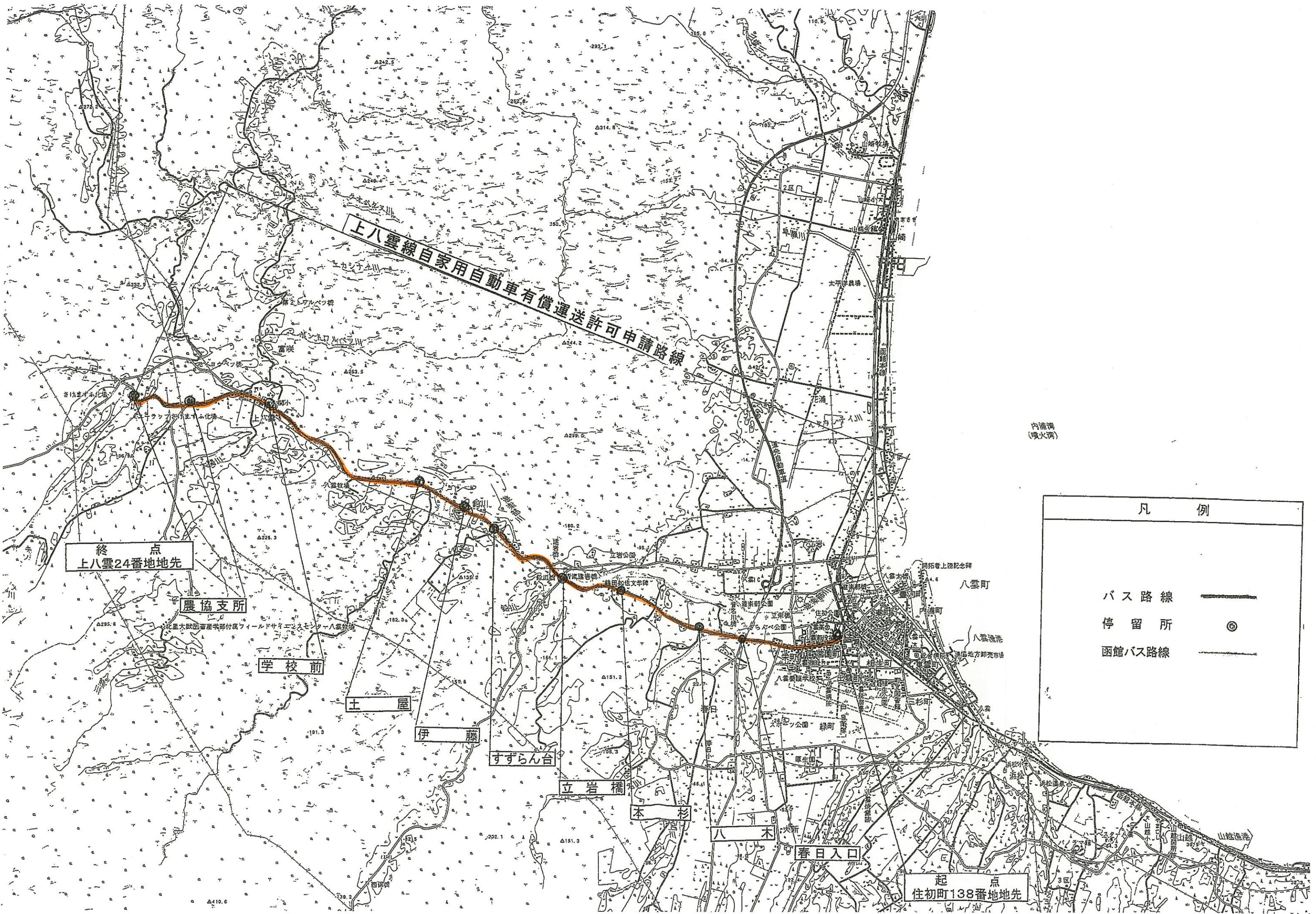
登録申請書

更新登録申請書

函館 運輸支局長		殿	申請年月日	令和 年 月 日	
申請者等	住所	〒 049 - 3111 北海道二海郡八雲町住初町138番地		フリガナ 担当者氏名	シバタ ユウスケ 柴田 裕介
	フリガナ	ヤクモチョウ		担当者所属	学校教育課
	名称	八雲町		TEL	0137-63-3131
	フリガナ	ヤクモチョウチョウ イワムラ カツノ		FAX	0137-64-3848
	代表者名	八雲町長 岩村 克詔			
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村運営有償運送 <input checked="" type="checkbox"/> 交通空白輸送 <input type="checkbox"/> 市町村福祉輸送		<input type="checkbox"/> 公共交通空白地有償運送	<input type="checkbox"/> 福祉有償運送	
登録年月日	平成18年10月 1日		登録番号	北函市交 第 1 号	

登録事項等								
路線又は運送の区域	路	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地					キロ程
			起点:二海郡八雲町住初町138番地地先 終点:二海郡八雲町上八雲24番地地先 (主な経過地)					往路13.569km 復路13.167km
	線		起点:二海郡八雲町落部549番地地先 終点:二海郡八雲町上の湯196番地地先 (主な経過地)					9.888km
		<input type="checkbox"/> 別紙1のとおり						
運送の区域								
事務所	名称	八雲町教育委員会			位置	北海道二海郡八雲町末広町154番地		
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数 <input type="checkbox"/>	所区分	バス	セダン等 (軽)	寝台車 (軽)	車椅子車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	合計 (軽)
	所有	2	( )	( )	( )	( )	( )	2 ( )
	持込		( )	( )	( )	( )	( )	( )
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別		旅客の範囲					
	市町村運営有償運送	交通空白輸送	<input checked="" type="checkbox"/> 八雲町 に在住する住民及びその親族、その他_____に 日常の用務を有する者等					
		市町村福祉輸送	<input type="checkbox"/> _____の住民のうち道路運送法施行規則第49条第3号に規定する移動制約者等であつて、_____に会員登録を行った者					
	公共交通空白地有償運送		<input type="checkbox"/> _____の地域内の住民及びその親族その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う_____に会員登録されている者(会員となる予定の者を含む。)及びその同伴者					
福祉有償運送		<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者						
		<input type="checkbox"/> 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者						
		<input type="checkbox"/> 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者						
		<input type="checkbox"/> その他肢体不自由、内部疾患、知的障害、精神障害その他の障害を有する者						





上八雲線自家用自動車有償運送許可申請路線


終 点  
上八雲24番地地先


起 点  
住初町138番地先


凡 例	
バス路線	——
停留所	⊙
函館バス路線	——

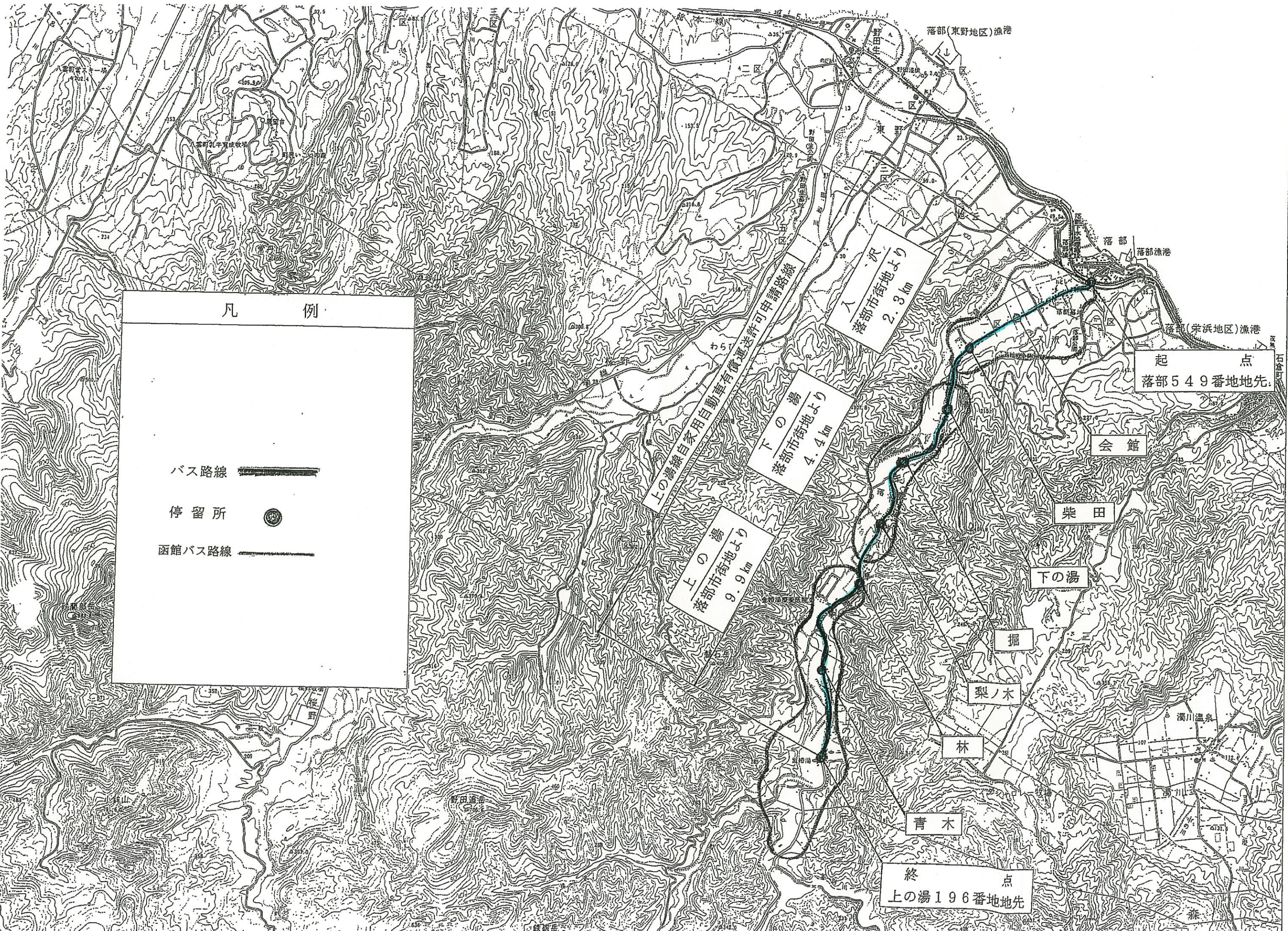


凡 例

バス路線 

停留所 

函館バス路線 





別表第2 (第4条関係)

町有バス町道本町八高通線・道道八雲北松山線旅客運賃料金表

(単位 円)

										終点 (相蘇)
									農協支所	50
								学校前	50	50
							土屋	50	110	160
						伊藤	50	110	110	160
				すずらん台	50	50	110	110	160	160
			立岩橋	50	50	50	160	160	160	160
		本杉	50	50	50	110	160	160	220	220
	八木	50	50	110	110	160	220	220	220	220
	春日入口	50	50	110	110	110	160	220	220	220
起 点 (役場)	50	50	110	160	160	160	160	220	220	220

別表第2 (第4条関係)  
町有バス道道八雲厚沢部線旅客運賃料金表

(単位 円)

								終 点 (上の湯)
							青 木	50
						林	50	50
					梨ノ木	50	50	110
				堀	50	50	110	110
			下の湯	50	50	110	110	160
		柴 田	50	50	110	110	160	160
	会 館	50	50	110	110	160	160	220
起 点 (落部)	50	50	110	110	160	160	220	220

地域公共交通会議における協議が整ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったことを証する。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村

〔名 称〕 八雲町地域公共交通会議

〔対象市町村〕 八 雲 町

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

平成 年 月 日

3. 合意の内容

(1) 運送の主体

・八 雲 町

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

・交通空白輸送

(3) 路線又は運送の区域

・路線名：町道本町八高通線・道々八雲北桧山線

区 間：住初町138番地地先から上八雲24番地地先まで13,167m

・路線名：道々八雲厚沢部線

区 間：落部549番地地先から上の湯196番地地先まで9,888m

(4) その他特記事項

・スクールバス混乗

令和 年 月 日

八雲町 地域公共交通会議

主宰者 八雲町長 岩 村 克 詔

Ⓔ

# 自動車検査証

令和 2年 1月 15日

函館運輸支局長



自動車登録番号又は車両番号	168	登録年月日	平成 22年 12月 27日	初度登録年月	平成 22年 12月	自動車の種別	普通乗車	用途	乗合最大積載量	自家用	事業用	車体の形状	リヤエンジン	[013]
日野		車台番号	[262]	長さ	4600mm	幅	2340mm	高さ	3030mm	前軸重	7050kg	後軸重	9580kg	前後軸重
RR7JJB-70835		型式	原動機の型式	総排気量は定積出力	899cm <sup>3</sup>	燃料の種類	軽油						5130kg	後軸重
BGG-RR7JJB		型式	J07E											5130kg
所有者の氏名又は名称	北海道二海郡八雲町住初町138													
住所	***													
使用者の氏名又は名称	***													
住所	***													
使用の本拠の位置	***													
有効期間の満了する日	令和 3年 1月 20日	年	月	日										
備考	[函館] 継続検査 自動車重量税額 円 411 0.00 使用車種規制 (NOx, PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 269, 400km (令和2年1月15日) [旧走行距離計表示値] 240, 600km (平成31年1月15日) 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 12-00104													

以下余白



ヤマガタニ号

裏面もご覧下さい。

番号 00002 A

# 自動車検査証

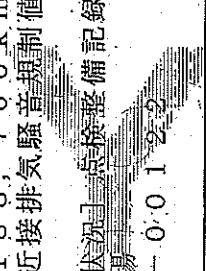
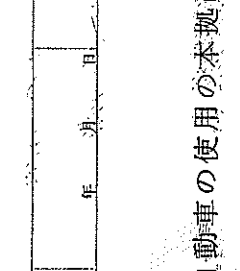
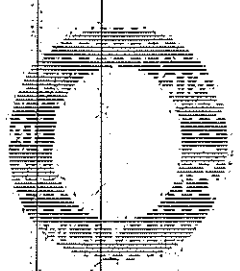
令和 2年 1月 7日

函館運輸支局長



自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	乗合	乗車定員	乗車重量	車高	総重量	形状
函館 200 さ 365	平成 20年 12月 26日	平成 20年 12月	普通乗車	乗合最大	乗車重量	29人	3470kg	5065kg	キヤブオーバ	[012]
日野	[262]		長さ	幅	高さ	29人	3470kg	5065kg		
XZB50-000353-9			699cm	203cm	258cm	699cm	1790kg	1680kg		
P.D.G-XZB50M			総排気量又は定格出力	燃料の種類						
型式番号	原動機の種類	型式	4.00kW	軽油						
N04C										
所有者の氏名又は名称	住所									
北海道八雲町住初町138										
使用者の氏名又は名称	住所									
使用者の住所										
使用の本拠の位置										
有効期間の満了日	令和 3年 1月 31日									
備考	<p>[函館] 継続検査          自動車重量税額 600          使用車種規制 (N.O.x, P.M) 適合。この自動車の使用の本拠はN.O.          x・P.M対策地域外です。          [走行距離計表示値] 204,600km (令和2年1月7日)          [旧走行距離計表示値] 188,700km (平成31年1月8日)          平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値 98dB          [受検種別] 指定整備車          [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり          [受検形態] 指定整備工場          [整備工場コード] 12-00122          以下余白</p>									

ひまわり号





裏面もご覧下さい。



## 運転者名簿兼運転者就任承諾書

八 雲 町 が、申請した自家用有償旅客運送登録申請書に基づき登録を受けた場合には、その運転者として就任することを承諾いたします。

氏 名	住 所	運転免許の種類等		施行規則51条の16関係資格		承諾印
		区 分	種 類	第1項関係	第3項関係	
1 米 澤 賢	北海道二海郡八雲町	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input checked="" type="checkbox"/> 第1種	<input checked="" type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
2 水 野 博	北海道二海郡八雲町	<input type="checkbox"/> 普通 <input checked="" type="checkbox"/> 大型	<input checked="" type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
3		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
4		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
5		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
6		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
7		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
8		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
9		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	
10		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大型	<input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第1種	<input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 認定講習 <input type="checkbox"/> その他	

注1 「運転免許の種類等」欄は、該当事項の□の中に✓印を記入すること。

注2 「運転免許の種類等」欄の「種類」欄が「第1種」となる場合は、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第1項関係」欄に次の区分により該当事項の□の中に✓印を記入すること。

① 市町村運営有償運送（交通空白輸送に限る。）及び過疎地有償運送

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う市町村運営有償運送等運転者講習を修了している運転者。

「その他」・・・（社）日本自家用自動車管理業協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了している運転者。（ただし、市町村運営有償運送における市町村福祉輸送に係る運転者を除く。）

② 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送に限る。）及び福祉有償運送

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行う福祉有償運送運転者講習を修了している運転者。

「その他」・・・（社）全国乗用自動車連合会、（財）福祉輸送サービス協会、（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講している運転者。

注3 市町村運営有償運送（市町村福祉輸送に限る。）及び福祉有償運送において、福祉自動車以外の自動車を使用して運送を行う場合には、「施行規則51条の16関係資格」欄の「第3項関係」欄に次の区分により該当事項の□の中に✓印を記入すること。

「介護福祉士」・・・社会福祉士及び介護福祉法第42条第1項の介護福祉士の登録を受けている運転者。

「認定講習」・・・国土交通大臣の認定を受けた者が行うセダン等運転者講習を修了している運転者。

「その他」・・・① （社）全国乗用自動車連合会、（財）福祉輸送サービス協会、（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を受講している運転者。

② 都道府県知事が行う介護員の養成に関する研修、都道府県知事が指定した介護員養成研修事業者が行う介護員養成研修、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める研修（居宅介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修又は行動援護従業者養成研修等）の各課程のいずれかを修了した乗務員。

第 S08030 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

米澤賢殿

昭和 25 年 6 月 24 日生

あなたは、新得モータースクールが主催する市町村運営有償運送等運転者講習会において所定の全過程を修了されたことをここに証します。

平成 20 年 6 月 14 日

国自旅第 332 号認定

株式会社 新得モータースクール

代表取締役 武田直幸



自動車の運行管理体制等

1. 事業の運営状況

自主運行  運行委託 → 委託先名 有限会社 八雲ハイヤー

2. 運転者数

市町村が確保している人数 0 名

委託先が確保している人数 2 名

3. 運行管理及び整備管理並びに事故対応の責任者【該当する項目の□内に✓を記入すること。】

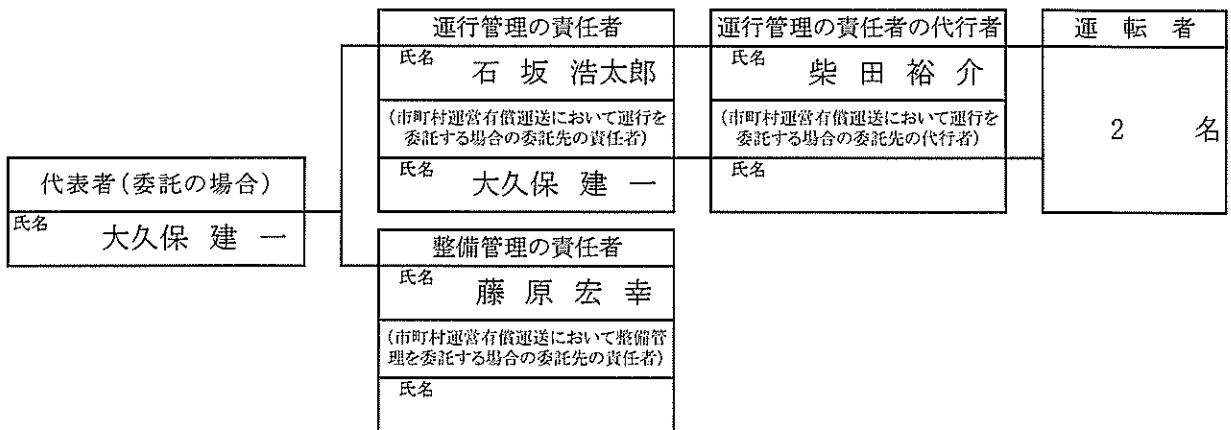
運行管理の責任者：石坂浩太郎 【  市町村職員  委託先職員 】

運行管理の責任者：大久保建一 【  市町村職員  委託先職員 】

運行管理の責任者の代行者：柴田裕介 【  市町村職員  委託先職員 】

整備管理の責任者：藤原宏幸 【  市町村職員  委託先職員 】

4. 運行管理及び整備管理の体制

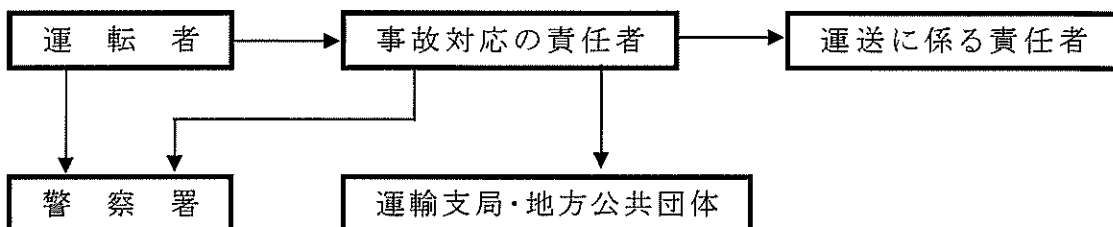


市町村の責任者：八雲町長 岩村克詔

5. 安全な運転のための確認等の体制

確認を行う場所	北海道二海郡八雲町東雲町33番地 北海道二海郡八雲町落部347番地	日常点検実施場所	北海道二海郡八雲町東雲町33番地 北海道二海郡八雲町落部347番地
確認の実施者	大久保 建一	日常点検実施者	運転者
事務所と車両保管場所が離れている場合の連絡方法		携帯電話、無線	

6. 事故発生時の連絡体制



事故対応の責任者：学校教育課長 石坂浩太郎 【  市町村職員  委託先職員 】

7. 苦情処理体制

苦情処理の責任者：学校教育課長 石坂浩太郎 【  市町村職員  委託先職員 】

苦情処理の担当者：課長補佐 松浦真理子 【  市町村職員  委託先職員 】

## 運行管理の責任者就任承諾書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

記

申請者名 八 雲 町

---

令和 年 月 日

住 所 北海道二海郡八雲町

氏 名 大久保 建 一



# 運行管理者資格者証

資格者証番号 北函貸切 第10007号

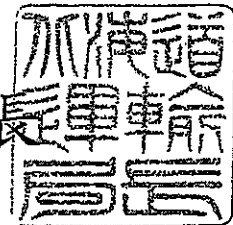
氏名 大久保 建一

生年月日 昭和42年8月29日

道路運送法第23条の2の規定により、  
一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資  
格者証を交付する

平成14年5月15日

北海道運輸局長



## 運行管理の責任者就任承諾書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その運行管理の責任者として就任することを承諾いたします。

### 記

申請者名 八雲町

---

令和 年 月 日

住 所 北海道二海郡八雲町

氏 名 石坂 浩太郎



承認番号 八 雲 第 77 号  
平成 29 年 7 月 26 日

事業所名 八 雲 町 教 育 委 員 会

安全運転管理者名 石坂 浩太郎

昭和44年 4 月 22 日生

北海道函館方面公安委員会



講習・研修・表彰等の記録		
29. 7. 21	安管講習受講済	函館方面公安委員会
30. 8. 9	安管講習受講済	函館方面公安委員会

安全運転管理者証

○ 本証は、道路交通法第74条の3第5項の規程に基づく届出を受けたことを証するものである

注意

- 1 解任されたときは、本証を届出警察署を通じて返納すること。
- 2 本証を紛失、破損したときは、届出警察署に申し出て再交付を受けること。
- 3 本証は、他人に貸与したり、譲り渡さないこと。

第 39 号

# 安全運転管理者等講習 修了証書

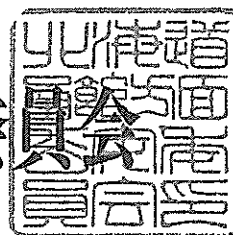
事業所名 八雲町教育委員会

氏名 石坂 浩太郎

道路交通法第108条の2第1項第1号  
の規定に基づく安全運転管理者等  
講習を修了したことを証する

令和 1 年 11 月 5 日

北海道函館方面公安委





## 整備管理の責任者就任承諾書

下記の者が申請した自家用有償旅客運送登録申請に基づき登録を受けた場合には、その整備管理の責任者として就任することを承諾いたします。

記

申請者名 八雲町

---

令和 年 月 日

住 所 北海道二海郡八雲町

氏 名 藤原宏幸



# 自動車損害共済委託申込承認証

団体用

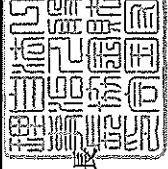
八雲町 (学校教育課)

長殿

都道府県	01	03463	05	001
団体番号	05 001			
整理番号	001			

学校教育

承認証番号	共済開始期 共済期間終期	自動車登録番号等	車名	用途 コード	用途名	製造 年次 (西暦)	取得年月 (西暦)	取得価額 万円	車両見積額 万円	取付 機器 数	再面共済		対物賠償共済		対人賠償共済		分担金合計 円	契約区分 円 借上 特定
											上段:共済責任額 下段:分担金	円	上段:共済責任額 下段:分担金	円	上段:共済責任額 下段:分担金	円		
1921073203	20.03.03 21.03.03	函館 さ 200-365	ト/	21	自家用乗合	08	08.12	660	200		200 18,630	無制限 18,970	無制限 18,970	無制限 7,750			45,350	
1921073211	20.03.03 21.03.03	函館 さ 200-394	ト/	21	自家用乗合	09	10.01	510	155		155 16,380	無制限 18,970	無制限 18,970	無制限 7,750			43,100	
1921073220	20.03.10 21.03.10	函館 は 200-168	ト/	21	自家用乗合	10	10.12	1,700	510		510 33,870	無制限 18,970	無制限 18,970	無制限 7,750			60,590	
1921073238	20.03.20 21.03.20	函館 は 200-177	ト/ト/ト/	21	自家用乗合	11	12.01	1,500	450		450 31,130	無制限 18,970	無制限 18,970	無制限 7,750			57,850	
合計											100,010	75,880	31,000	206,890				



一般財団法人 全国自治協合理事長

共済委託申し込みを上記のとおり承認いたします。

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

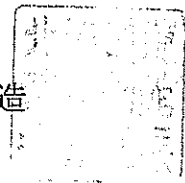
### 記

1. 登録年月日及び登録番号並びに有効期間の更新の登録年月日  
平成18年10月1日 北函市交第1号  
(更新) 平成29年9月22日
2. 登録の有効期間  
平成29年10月1日から平成32年9月30日まで
3. 名称及び住所  
八雲町  
二海郡八雲町住初町138番地
4. 自家用有償旅客運送の種別  
市町村運営有償運送(交通空白輸送)
5. 路線
  1. 起点: 二海郡八雲町住初町138番地地先  
終点: 二海郡八雲町上八雲24番地地先
  2. 起点: 二海郡八雲町落部549番地地先  
終点: 二海郡八雲町上の湯196番地地先

平成29年9月22日

北海道運輸局函館運輸支局長

浦田 耕造



# 公共交通事業者の新型コロナウイルス 感染症への感染予防対策について

---

- 外出自粛要請等に伴い、観光路線など一部の路線で減便や運休していたが、主要な一般路線については住民の足を確保するため通常運行。緊急事態宣言が解除され、減便・運休されていたバス路線が順次運行再開やダイヤを通常化。ただし移動需要の減少を考慮し、一部路線においては減便・運休を継続。
- 都市間バスについては、運休していた便の一部を7月10日から運行再開。
- 路面電車については、通勤時間帯を除く日中ダイヤで6分間隔を7分間隔へと減便し、現在も継続中。
- フェリーについては、江差・奥尻航路が2往復を1往復に減便し、現在も継続中。

## 乗合バス

### 一般路線バス

函館バス 4月1日より観光路線など一部の路線で減便・運休 → 順次、ダイヤの通常化を行っているが、一部の路線において減便・運休

### 都市間バス

函館バス、北都交通、中央バス、道南バスで共同運行  
緊急事態宣言発令中の便数（札幌・函館線）：4便 → 7/10からの便数：6便（通常8便）

## 市電

### 路面電車

緊急事態宣言発令中の運行状況：通勤時間帯を除く日中ダイヤを6分間隔から7分間隔へ減便 → 現在も継続中（通勤時間帯は3密対策により通常の6分間隔で運行中）

## 旅客船

### フェリー

緊急事態宣言発令中の運航状況：1航路で減便（江差・奥尻航路） → 現在も継続中（函館・青森航路、函館・大間航路は引き続き通常運航）

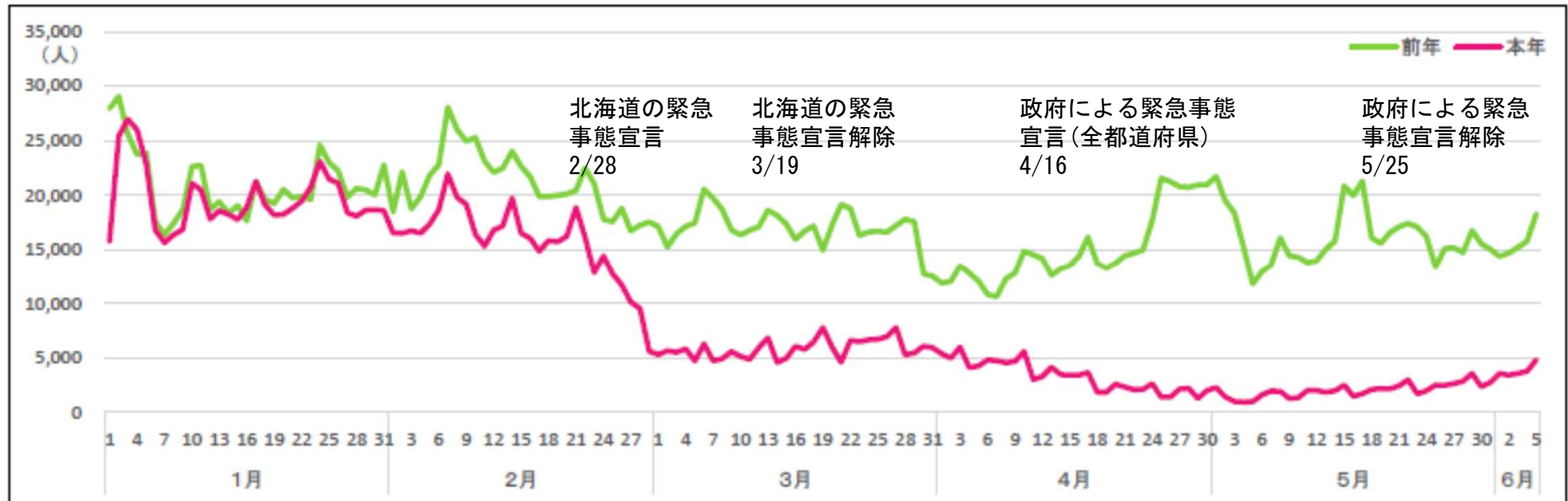
資料提供 JR北海道

## ○輸送量推移

	1月平均	2月平均	3月平均	4月平均	4/27~5/3	5/4~10	5/11~17	5/18~24	5/25~31	5月平均	6/1~5
北海道新幹線	98.1%	84.4%	28.9%	11.8%	2.7%	7.0%	6.8%	8.3%	11.4%	6.5%	13.7%
特急列車 (都市間主要3線区)	94.2%	73.2%	33.9%	23.0%	8.7%	10.3%	11.4%	13.5%	18.2%	12.4%	24.5%
新千歳空港-札幌(AP)	99.3%	88.0%	51.7%	36.0%	18.5%	16.8%	20.3%	22.6%	28.3%	21.2%	44.8%

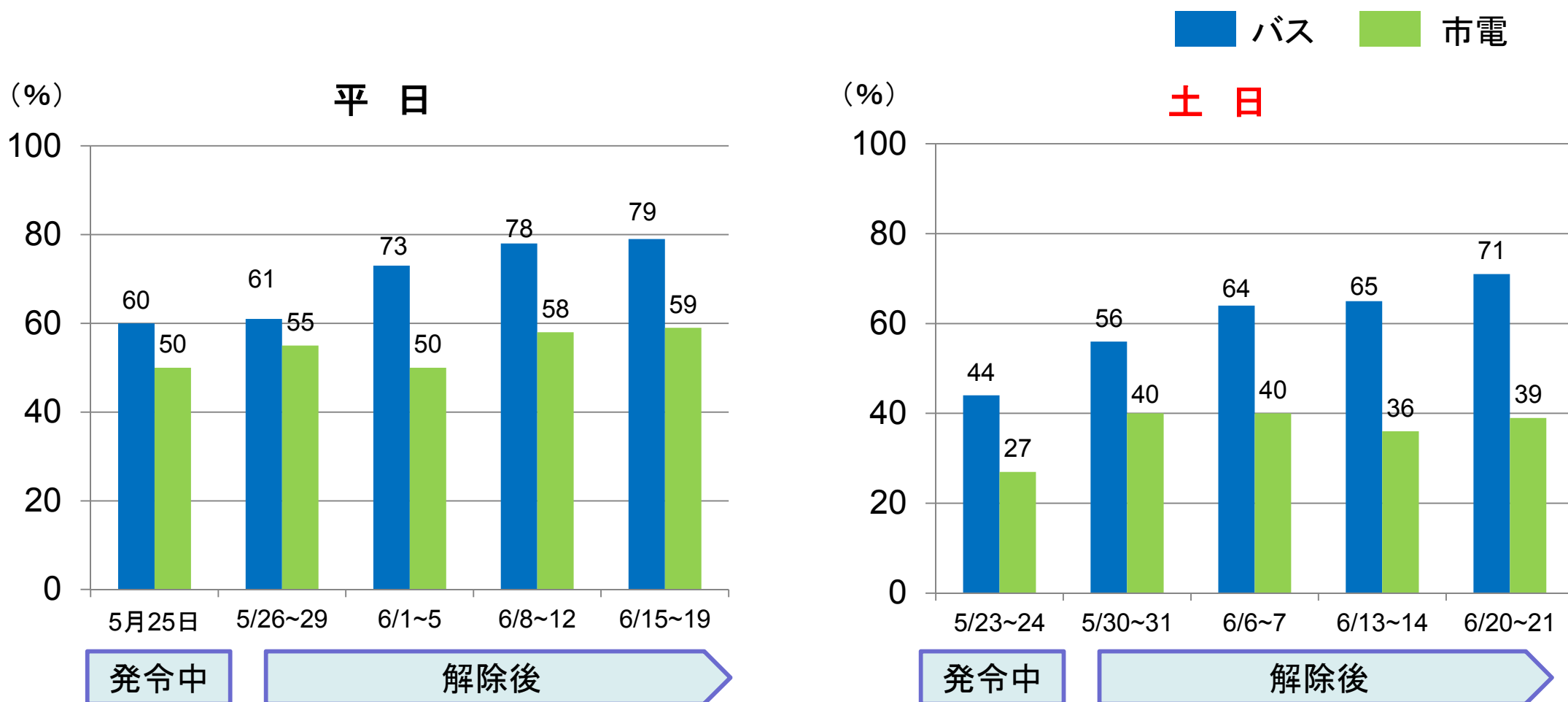
・週間実績は対前年同曜日比較、各月平均実績は対前年同日比較

特急列車都市間主要3線区の輸送量推移



- 緊急事態宣言の発令中と解除後における函館バスの路線バス、函館市電の利用状況は以下のとおり。政府の緊急事態宣言の解除(5月25日)に伴い、バス利用は2割程度(土日は3割)、市電利用は1割程度戻りつつあるものの、依然として通常時より少ない状況。

## 函館バスの路線バス及び函館市電の利用状況の推移(対前年同期比)



緊急事態宣言解除後も、公共交通の利用は元の水準に回復しきれていない。利用者が安心・安全に利用できるよう、事業者による感染予防対策の発信、利用者への「安全な公共交通の乗り方」の周知等が必要。

- 各事業者団体は、感染予防対策ガイドラインを作成。各事業者はガイドラインに沿って感染予防の取組を徹底して実施。また、利用者にはポスターやアナウンスなどにより、感染防止のための協力等を呼びかけ。
- 利用者も「マスクの着用」「会話を控える」「目・鼻・口を触らない」などに注意し、感染リスクを低減。

## 業種ごとの感染予防対策ガイドライン

バス、タクシー、鉄道、旅客船等の各事業者団体がガイドラインを作成

バスにおける 新型コロナウイルス感染予防対策ガイド (第2版)	タクシーにおける 新型コロナウイルス感染予防対策: (第2版)	旅客船事業者における新型コロナウイルス感染予防対策に 関するガイドライン 第1版
公益社団法人日本バス協会 令和2年6月8日	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー 令和2年6月4日	鉄道連合会 令和2年6月14日

### 利用者に関する対策（ガイドラインより一部抜粋）

- ・ 車内等換気、消毒などの実施。
- ・ 可能な限りのマスク着用の協力呼びかけ。
- ・ 消毒液設置により乗車する際の手指消毒のお願い。
- ・ 感染防止対策を示したチラシの掲示、配布等により、感染拡大防止協力の呼びかけ。

令和2年5月

お客様各位

函館バス株式会社

### 新型コロナウイルスの感染予防対策について

平素より函館バスをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

弊社ではお客様に安心してご利用いただけますよう、下記の通り新型コロナウイルスの感染予防対策に取り組んでおりますので、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。

記

- ◆バス車内の清掃のほか、手すり・つり革のふき取りや除菌作業の実施
- ◆バス車内の換気
  - ・待機中及び停留所でのドア・窓の一部開放による換気
  - ・走行中は可能な限り一部窓の開放による換気
- ◆バス車内での咳エチケット、ソーシャルディスタンスのご協力要請
- ◆乗務員・窓口社員のマスク着用、乗務開始前後の手洗い、うがい、手指消毒等の実施
- ◆飛沫感染防止策としてバス車内最前列の使用制限、バス乗降席付近にビニールカーテンの設置

以上

### 「北海道のタクシー」安心宣言

私たちタクシー運転者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため「7つの習慣化」に取り組みます！！

1. 乗務員はマスク着用の徹底・手洗いを徹底します。
2. 点呼時に検温測定など健康管理を徹底します。
3. 車内換気のため走行中の窓開けを励行します。
4. 座席・手すりなど定期的な消毒、洗浄を行います。
5. 3密を避けるため、助手席のご利用をご遠慮願います。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 車内の会話は出来る限り控えるよう心がけます。

事業者名

作製 令和2年6月 一般社団法人 北海道ハイヤー協会



○ 函館市企業局では、乗務員のマスク着用、電車内の換気、電車内の消毒、利用者へ協力を呼びかけるポスターの掲示などを実施中。

車内の手すりなどを定期的に消毒



写真 函館市企業局提供

車内において、感染防止呼び掛けを表示



写真 函館市企業局提供

停車中は前後扉を開放し換気



外気を取り入れ

写真 函館市企業局提供

五稜郭公園前電停デジタルサイネージにて感染防止呼び掛けを表示



写真 函館市企業局提供



- 乗合バスでは、乗務員のマスク着用、手洗い、うがい、検温の徹底。バス車両における車内の換気、消毒、空気清浄機の設置、消毒液の設置、飛沫防止用ビニールカーテンの設置、利用者へ協力を呼びかけるポスターの掲示などを実施中。

車内の消毒作業



運転席を仕切る飛沫防止用ビニールカーテンの設置



バス案内所内の待合用シートでのフィジカル・ディスタンスの確保



バス車内の掲示



待機車両のドアを開放し換気



バス案内所窓口に飛沫防止用ビニールカーテンの設置





- タクシーでは、乗務員のマスク着用、手洗い、うがい、検温の徹底。タクシー車両における車内の換気、消毒、消毒液の設置、飛沫防止用シートの設置などを実施中。

後部座席を仕切る飛沫防止シートの設置



写真 函館地区ハイヤー協会提供

車内消毒液の設置



写真 函館地区ハイヤー協会提供

車内の消毒作業

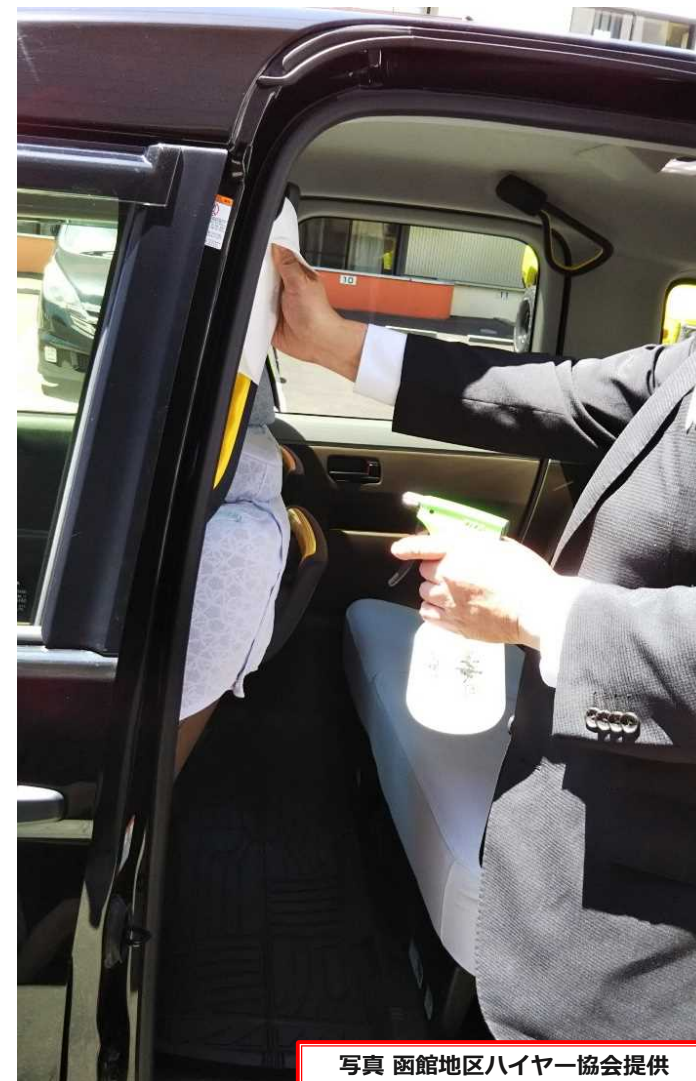


写真 函館地区ハイヤー協会提供

- 旅客船では、従業員のマスク着用、船内の換気、ターミナル・船内の消毒、ターミナル・船内に消毒液の設置、ターミナル・船内に飛沫防止用ビニールカーテンの設置、利用者の体温測定などを実施中。

ハンドドライヤーの利用を停止し、ペーパータオルを設置



写真 津軽海峡フェリー提供

ターミナル受付カウンターに飛沫防止シートを設置し、飛沫感染防止



写真 津軽海峡フェリー提供

船内の消毒作業



写真 青函フェリー提供

船内の消毒作業



写真 津軽海峡フェリー提供

船内のドアを開放し換気



写真 青函フェリー提供

船室の消毒作業



写真 青函フェリー提供

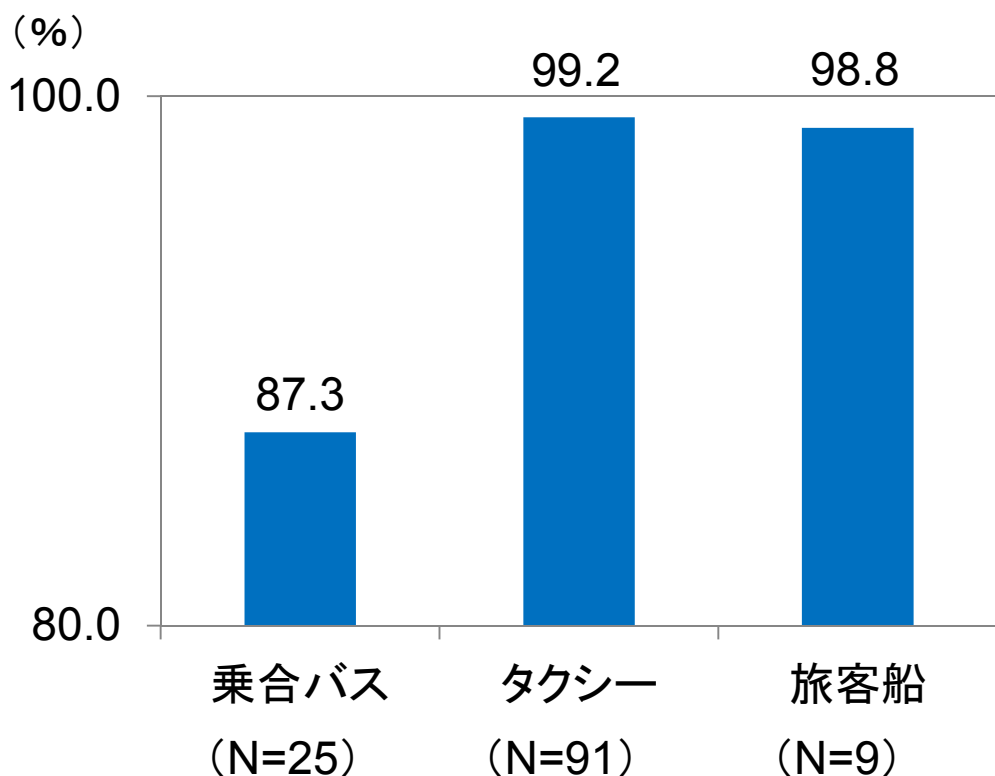


- 公共交通事業者は、他産業と比べて収支率が低く、慢性的に赤字となっている事業者が多い。
- これまでも厳しい状況にあった公共交通事業者は、外出自粛による運送収入の急激な減少により、経営の危機に立たされている。

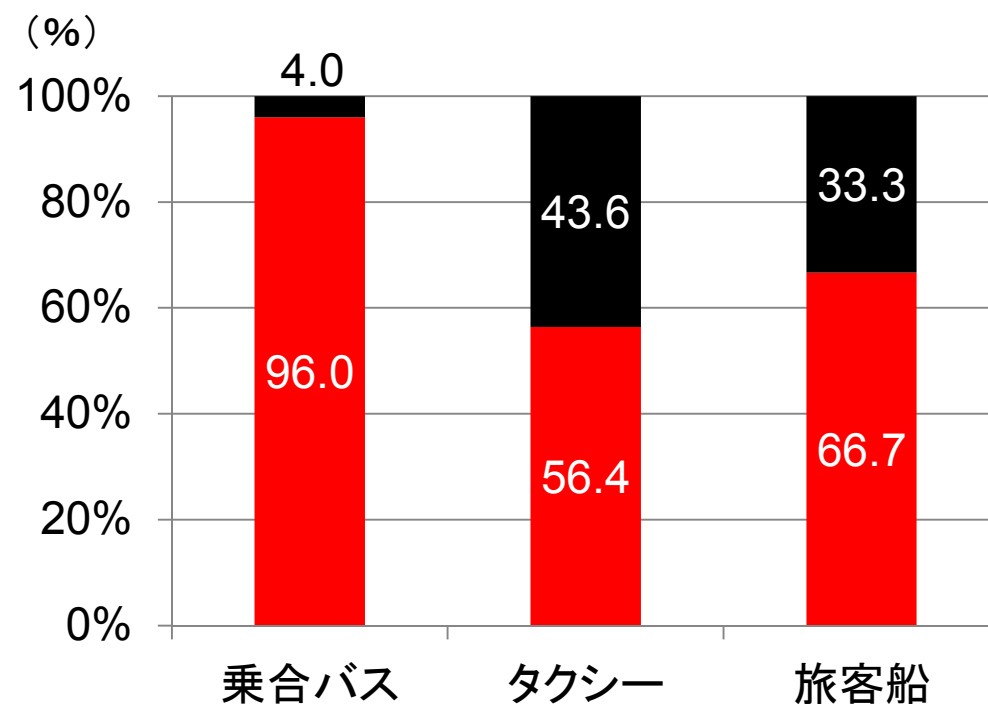


**地域住民の生活を支える持続可能な公共交通サービスの維持が危ぶまれる状況**

### 道内事業者の営業収支率 (営業収入／営業費用)



### 赤字事業者の割合



※道内事業者からの事業報告書を基に、各事業ごとに算出

H30年度実績: 乗合バス・旅客船(一般定期航路)、H29年度実績: 法人タクシー

## 新型コロナウイルス感染症に伴う管内の概況

交通事業者の減収状況(対前年比)

	2月	3月	4月	5月
JR北海道	対前年比 86% (▲8億48百万円)	対前年比 52% (▲30億18百万円)	対前年比 56% (▲28億00百万円)	対前年比 26% (▲43億34百万円)
乗合バス	対前年比 93% (▲2億22百万円)	対前年比 65% (▲13億98百万円)	対前年比 51% (▲18億93百万円)	対前年比 40% (▲22億06百万円)
貸切バス	対前年比 76% (▲4億31百万円)	対前年比 22% (▲9億89百万円)	対前年比 19% (▲10億73百万円)	対前年比 9% (▲19億84百万円)
タクシー	対前年比 95% (▲2億13百万円)	対前年比 63% (▲18億27百万円)	対前年比 48% (▲23億28百万円)	対前年比 39% (▲26億77百万円)
フェリー	対前年比 105% (12百万円)	対前年比 62% (▲1億16百万円)	対前年比 25% (▲88百万円)	対前年比 11% (▲1億76百万円)

### <バス(乗合・貸切)> (5月実績)

- ・乗合バス輸送人員は約59%減少、売上は約60%減少(協会加盟48社中48社)。
- ・貸切バス延実働車両数は約90%減少、売上は91%減少(協会加盟123社中121社)。
- ・雇用調整助成金の利用については、121社中71社(59%)が活用中、121社中31社(26%)が活用を検討中。政策金融公庫からの融資制度を「利用している・利用する予定」が121社中94社(78%)。※協会加盟123社中121社
- ・2月以降5月末までの間に、貸切バス270社中5社が廃止、3社が休止。

### <タクシー> (5月実績)

- ・輸送人員は約63%減少、売上は約61%減少(協会加盟269社中道内主要都市110社)。
- ・道内主要都市11社からのヒアリングでは、雇用調整助成金を6社が活用中、4社が活用を検討中。持続化給付金を4社が活用中、5社が活用を検討中。
- ・2月以降5月末までの間に、法人タクシー341社中2社が廃止、5社が休止。

### <鉄道> (5月実績)

- ・[JR北海道] 輸送人員は新幹線94%減少、都市間88%減少、エアポート79%減少、売上は74%減少。雇用調整助成金を申請準備中。
- ・[札幌市交通局(地下鉄)] 輸送人員は57%減少、売上は約56%減少。

### <海運(旅客)>フェリー5社 (5月実績)

- ・輸送人員は約84%減少、売上は約89%減少。2社が雇用調整助成金、持続化給付金の活用を検討中。

## 交通事業者への支援等

- 事業継続支援のため、事業毎に特別相談窓口を設け要望にきめ細かく対応。関係省庁や地方自治体と連携して、雇用調整助成金、各種資金繰り対策、他の各種支援策に取り組む。
- 資金繰り対策:  
日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の実質無利子・無担保融資への借り換え。／民間金融機関への要請(返済猶予を含む)に際し、事業者の貸出し後の返済能力を適時適切に捉えた対応の徹底。
- 税制上の特例措置: 収入に相当の減少があった事業者の国税、地方税、社会保険料について、無担保かつ滞納金なしで1年間納付を猶予。／中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減。
- バス、タクシー事業者の事業継続のための制度の柔軟な運用:  
休車リストの提出による任意保険(共済)の締結、法定点検等の免除。／バス車両のリース料支払い猶予。／タクシー事業者の飲食店と連携した有償貨物運送の特例措置。
- 感染の流行収束後: 期間を限定した官民一体型の観光需要喚起キャンペーン(Go Toキャンペーン)を実施。／購入した消費者等に対し、旅行商品割引、クーポン等を付与。／公共交通機関における、キャッシュレス決済対応などの、外国人旅行者受入環境整備を支援。
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(陸上交通)に係る補助要件の緩和等。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援。
- 国土交通省の補助制度により、地域公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう支援。

## 基本的な考え方

- ①緊急事態宣言下も含め、感染拡大防止対策を講じながらサービス提供が継続されることが必要。
- ②需要減に伴う減収から財務面で事業存立基盤が揺らいでいる事業者について、事態収束後にサービス提供の継続が困難となる事態を回避することが必要。
- ③事態収束後は、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、ビジネスモデル面も含め円滑な移行に向け準備することが必要。



業種横断型の融資・交付金・助成制度に加えて、国土交通省独自の補助制度を組み合わせる。

### 1. 従業員と利用者の感染防止の徹底

- ICTを活用した自動車運行管理等の非接触化・リモート化(1次補正)
- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共的空間安全・安心確保事業」メニューの活用支援

### 2. 事業者における当面のキャッシュの確保

- 「日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資」等の活用支援
- 「持続化給付金」の活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

### 3. 財務力が脆弱な事業者の経営行き詰まりの回避

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)
- 「地域公共交通確保維持改善事業」の補助要件の緩和等
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 「雇用調整助成金」の活用支援

### 4. 外出自粛終了後の運賃収入V字回復の確保・将来型設備投資の促進

- 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」(1次補正)
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「公共交通応援事業」メニューの活用支援
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「地域公共交通機関の高度化支援事業」メニューの活用支援

### 5. 新たなサービス・ビジネスモデルへの円滑な移行

- 「地域公共交通における感染拡大防止対策」(2次補正)

地域の生活や経済活動を支えるために機能の確保が求められている公共交通について、地域公共交通事業者が十分な感染拡大防止対策を講じることができるよう、駅・車両等の衛生対策や、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業を支援。

## 補助対象経費

- 車両・船舶・航空機における抗菌・抗ウイルス対策
- 熱感知カメラ等の設置
- バス運転席仕切りカーテン隔壁の設置
- 混雑時の移動(密な移動)回避を目的としたリアルタイム情報を提供するシステム導入
- 必要な感染症対策を行ったうえで、車内等の密度を上げないよう配慮した実証運行
- 駅・ターミナルの衛生対策 等

## 補助対象事業者

- 鉄軌道事業者(地域鉄道)
- バス事業者(地域バス)
- 旅客船事業者(定期航路(生活航路))
- 航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除く。)

## 補助率

- 1/2等



ターミナル等の衛生対策



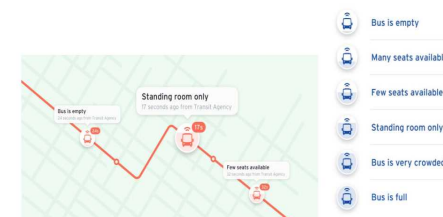
車内の抗菌・抗ウイルス対策



熱感知カメラ設置による感染者の公共交通利用自粛励行



バス運転席仕切りカーテン



車両の混雑具合を提供するシステムの導入(カナダ・transit)



○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和2年7月1日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金の活用の有無
		1～3から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			1～3から選択 1. 交付予定(確認結果通知あり) 2. 1次申請分結果待ち 3. 2次補正分に申請予定(1次不採択) 4. 2次補正分に申請予定 5. 検討中(1次不採択) 6. 検討中(1次申請せず) 7. 活用予定なし(1次不採択) 8. 活用予定なし
北海道		1	感染拡大防止ガイドラインの策定普及事業	協会・組合等の団体によるガイドライン策定及び普及啓発支援 ○バス、タクシー共同で定額1,000万円  ガイドラインに沿った取組を実施する事業者等に給付金を業界団体から支給 ○各事業者定額25万円	1
		1	教育旅行支援	道内において、貸切バス及び宿泊施設での感染リスク低減に配慮して実施する教育旅行を支援。 ○貸切バス等支援(通常1クラス1台のバスを2台に増やす場合等のバス料金) 1台1日あたり14万円 ○宿泊支援(1部屋あたりの宿泊人数を減らす場合の部屋数増等に伴う宿泊料金) 1人1泊あたり3千円	4
北海道	石狩市	1	石狩市公共交通支援事業補助金	公共交通の維持を図るため、市内に営業所を有する交通事業者に感染防止対策に要する経費の一部を補助。 ○乗合バス、法人タクシー事業者 1台あたり1万円(上限額100万円) 安全対策に関する備品(飛沫シートや非接触型体温計など)の4月1日以降購入が対象	2
北海道	江別市	1	一般旅客自動車運送事業者支援給付金	一般旅客自動車運送事業者が行う感染防止対策のための環境整備、衛生管理への支援。 ○法人事業者 20万円(ただし登録車両が1台のみの場合は10万円) ○個人事業者 10万円	2
北海道	長沼町	1	長沼町休業協力・感染リスク低減支援金	町内の対象施設(店舗)の休業や営業時間の短縮と感染リスクを低減する自主的な取組を支援。 ○バス・タクシー事業者 感染予防対策を講じた場合に30万円	2
北海道	岩見沢市	2	小規模事業者等経営サポート給付金事業	売上が激減している小規模事業者やいち早く影響を受けた事業者に対し支援 特別加算 ○タクシー事業者 150万円 ○貸切バス事業者 100万円	2
北海道	三笠市	2	小規模事業者等持続化支援金	令和2年2月～令和2年12月のいずれかの売上が前年同月比で20～50%未満の減少をしている小規模事業者等を支援。 ○タクシー事業者30万円	2
北海道	滝川市	2	滝川市タクシー・飲食店連携宅配サポート事業	飲食店への注文料金が2,000円以上かつ店舗から配達先までの距離が8km以内の場合の配達料金をタクシー事業者に補助。	4
北海道	月形町	2	中小企業者等経営持続化支援金	売上額が20%以上減少している町内事業者に対する支援。 ○旅客運送事業者(指定する業種) 最大100万円	2
北海道	砂川市	2	中小企業者支援事業	売上額が20%以上50%未満減少した月がある事業者に対する支援。 ○タクシー・貸切バス事業者 30万円	4
北海道	函館市	2	公共交通事業者等特別支援金	函館市内に営業所を有する公共交通事業者への支援。 ○バス事業者 30万円 11社 ○タクシー事業者(法人) 30万円×15社 ○タクシー事業者(個人) 10万円×83名 【予算総額】1,610万円	6

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和2年7月1日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金の活用の有無
		1~3から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			1~3から選択 1. 交付予定(確認結果通知あり) 2. 1次申請分結果待ち 3. 2次補正分に申請予定(1次不採択) 4. 2次補正分に申請予定 5. 検討中(1次不採択) 6. 検討中(1次申請せず) 7. 活用予定なし(1次不採択) 8. 活用予定なし
北海道	北斗市	2	高齢者外出機会安全確保対策事業(高齢者へのタクシー利用券の交付事業)	市内在住の高齢者(75歳以上)に対して初乗り料金(560円)が無料になるタクシー券を10枚交付。	1
北海道	松前町	1	地域公共交通応援事業奨励金	町内の公共交通機関事業者が6か月間車両に感染防止対策を実施するための費用に対し、車両1台につき10万円の奨励金を支給。	4
北海道	松前町	1	タクシー・ハイヤー運営事業費補助金(公共交通機関高度化支援分)	新型コロナウイルス収束後の地域公共交通の経営持続化のため、老朽化の進むハイヤー車両を省メンテナンスで環境性能に優れた車両への入れ替えに要する経費の一部を支援。	4
北海道	七飯町	2	七飯町社会システム維持のための公共交通事業者支援	七飯町内に本店(個人は住所)を置き営業しているバス事業者及びタクシー事業者に対して、1事業者あたり5万円相当の七飯町内のみで使える商品券を交付。	2
北海道	今金町	1	・地域交通応援対策事業 ・スクールバス密集軽減輸送能力増強事業	事業者1に運行を委託しているスクールバス及び協定により運行するデマンドバスについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として3密を防ぐための車両の大型化に伴い増額する経費の補助。	1
北海道	せたな町	1	・スクールバス業務委託 ・デマンド運行事業者補助事業(新型コロナウイルス感染症対応事業)	町がバス事業者に委託しているスクールバス、デマンドバスについて、3密を防ぐため車両を大型化(マイクロバス→大型・中型バス)することに伴う運賃額の補助。	1
北海道	旭川市	2	旭川市公共交通事業者等緊急支援金	市内に本店及び営業所を置く公共交通事業者への支援。 ○バス・法人タクシー事業者 基本額30万円+1万円×事業用車両数(上限額200万円) ○個人タクシー事業者 基本額10万円 【予算総額】 3,000万円(法人1,660万円・個人1,340万円)	1
北海道	深川市	2	交通事業者感染予防協力・支援事業	市民の生活交通やスクールバスの役割を担う交通事業者が、独自のガイドラインを定めるなどして感染症対策に取り組む際に支援。 ○バス・タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき10万円加算	1
北海道	留萌市	2	留萌市内公共交通等維持支援事業	市内に本店及び営業所を置く交通事業者で、今後も事業を継続する意思がある者が取り組む感染予防対策や収束後の交通利用拡大策等への支援。 ○路線・貸切バス、タクシー事業者 基本額30万円、車両1台につき1万円加算	1
北海道	富良野市	2	観光事業者経営改善応援金(公共交通事業者)	宿泊客数の大幅減少に伴い、経営が厳しい宿泊施設、アウトドア事業者、観光交通事業者の経営存続及び雇用継続への支援。 ○交通事業者 ・基本型 定額20万円+保有台数1台につき普通車3万円、マイクロバス4万円、大型バス6万円 ・雇用支援型 従業員の研修1回につき20万円(上限額60万円)	1
北海道	名寄市	2	がんばる小企業応援給付金給付事業	感染拡大により大きな影響を受けた市内事業者に対し、業種ごとの影響を考慮した支援。 ○バス・タクシー事業者 30万円+保有台数に応じた加算(タクシー・乗合バス3万円/台、貸切バス6万円/台)	4

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和2年7月1日時点)

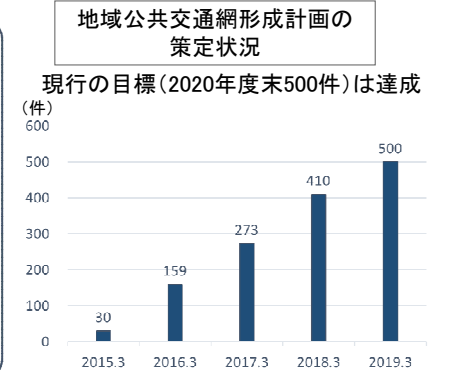
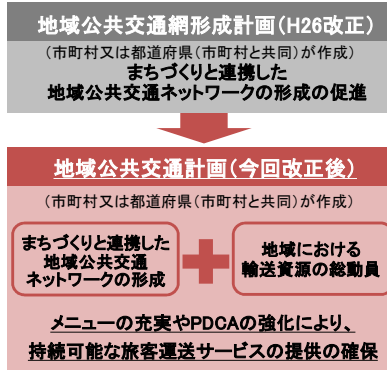
都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金の活用の有無
		1~3から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			1~3から選択 1. 交付予定(確認結果通知あり) 2. 1次申請分結果待ち 3. 2次補正分に申請予定(1次不採択) 4. 2次補正分に申請予定 5. 検討中(1次不採択) 6. 検討中(1次申請せず) 7. 活用予定なし(1次不採択) 8. 活用予定なし
北海道	洞爺湖町	2	観光業経営支援助成金	売上高が減少し事業に支障が生じている町内中小事業等を対象とした、事業の継続のための支援。 ○観光貸切バス・タクシー、遊覧船業 令和2年2月から6月までのうち、ひと月の売上高が前年同月比で50%以上減少していること等対象となり、従業員数に応じて10~100万円を給付。	1
北海道	白老町	2	新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急経営支援事業	町内に事業所を有し、今後も事業を継続する意思のある事業者への支援。 ○旅客自動車運送事業者 法人20万円、個人10万円	1
北海道	安平町	2	安平町新型コロナウイルス感染拡大防止個別旅客等運送緊急対策事業	町内居住者に対するタクシーによる町内移動時の半額補助(回数無制限)及び、所定の近隣自治体へのタクシー通院時往路分の半額補助(1人月1回限り)。	1
北海道	平取町	2	平取町中小企業等緊急支援給付金	町内に住所を有し、今後も営業を継続して行う中小企業者への支援。 ○旅客運送事業者・貨物運送事業者 30万円	1
北海道	釧路市	1, 2	公共交通事業者に対する新型コロナウイルス感染症対応緊急支援金	利用者が大きく減少している公共交通事業者に対する感染防止対策、事業継続のための支援。 ○バス事業者 50万円+1両ごとに1.5万円 ○タクシー事業者: 法人 50万円+1両ごとに0.5万円 個人 10万円 (上限200万円)	4
北海道	釧路市、釧路町	4	タクシーを活用したテイクアウト配送代行支援事業	タクシー業界と飲食業界が連携して行う、テイクアウト配送代行事業への支援。 デリバリー料金のうち、1,000円分 【予算総額】 釧路市1,000万円、釧路町100万円	1
北海道	釧路町	2	新型コロナウイルス対策経営維持支援助成金	売上等の減少が著しい業種の事業者を対象に、創意工夫により経営維持・継続に向けて取り組む際に助成。 ○観光業(観光バス・観光タクシー) 最大70万円	1
北海道	釧路町	2	地方路線バス事業者支援助成金	運送収入が大きく減少した町内を運行路線とするバス事業者に対して、感染拡大の防止対策を支援するとともに、広域的な地域公共交通の維持、確保に向けて助成。 ○乗合バス事業者(2社) 各70万円	4
北海道	中標津町	4	新型コロナウイルス対策地域活性化支援事業	町内飲食店等にかかる「タクシーデリバリーサービス」への支援。 ○タクシー事業者 メーター運賃と利用者負担額との差額を支援 3.5キロまで利用者は100円のみ負担 【予算総額】300万円	1
北海道	中標津町	2	新型コロナウイルス対策経営基盤安定化給付金事業	町内の飲食業・宿泊業・タクシー事業者等を対象に、今後の経営基盤の安定化に向けて支援(月間売上高50%以上減少の事業者)。 ○ハイヤー・タクシー業 10万円+車両台数×2万円	1
北海道	帯広市	1	車内の感染防止対策経費の支援	車内の感染防止対策経費の支援。 ○路線バス 1台につき2万円 ○タクシー(法人・個人) 1台につき1万円 【予算総額】653万円	1
北海道	斜里町	2	生活路線バス維持確保対策事業	観光客の激減により、町の基幹バス路線の維持が困難な状態となることから乗合バス事業者を支援。 【予算総額】415.7万円	1

○地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に関する支援例(令和2年7月1日時点)

都道府県	市町村	事業の性質	事業名	事業の概要(補助対象事業者、補助対象経費、補助率、予算総額等)	臨時交付金の活用の有無
		1～3から選択 1. 感染症防止対策 2. 運行支援 3. MaaS等の新たな地域交通体系整備 4. その他			1～3から選択 1. 交付予定(確認結果通知あり) 2. 1次申請分結果待ち 3. 2次補正分に申請予定(1次不採択) 4. 2次補正分に申請予定 5. 検討中(1次不採択) 6. 検討中(1次申請せず) 7. 活用予定なし(1次不採択) 8. 活用予定なし
北海道	紋別市	2	旅客自動車運送事業等経営支援補助金	外出自粛等の影響で経営に大きな影響を受けている市内交通事業者に対し、一定額を補助することで、経営継続を支援。 ○乗合バス 基本額400万円+(3.5万円×従業員数) ○貸切バス 基本額100万円+(3.5万円×従業員数) ○タクシー 基本額150万円+(3.5万円×従業員数)	1
北海道	北見市	2	貸切、タクシー事業者への財政支援	6月1日時点で市内に本店又は営業所を有する公共交通事業者への支援。 ○貸切バス・タクシー事業者 1事業者あたり10万円 ※加算額:大型車等2万円1台、小型車1万円1台(上限額50万円)	4
北海道	北見市	2	テイクアウト実施飲食店及びタクシーで利用できるクーポン券配付事業	需要の減退が著しい市内飲食店及びタクシー事業者の売上向上を目的として、特別定額給付金申請書の送付に合わせて、テイクアウト・出前に対応している飲食店及びタクシーでの支払いに利用可能な2,000円のクーポンを市内全戸(6万戸)に配付。 タクシーの通常運賃支払いのほか、デリタク(市内全4社許可済み)でもクーポン利用可。	1
北海道	遠軽町	2	特定施設継続支援金	宿泊施設、バス・タクシー事業者(運転代行含む)、学校給食提供施設、理美容施設の事業者を対象に支援。 ○バス・タクシー事業者 30万円	1
青森県		2	地域公共交通基盤維持特別対策事業費	広域路線バス、地域鉄道、フェリーに対し、減収分の補填のほか、線路や船体などの維持費の補助(事業予算:4億7,586万円)	1
青森県	八戸市	2	八戸市新型コロナウイルス対策支援金	・タクシー・代行:1事業者あたり20万円(事業予算:6億円)	6
青森県	つがる市	2	つがる市事業継続支援金	・タクシー・貸切バス・代行:令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上高が前年同月より20%以上減少していること。1事業者あたり20万円	1
青森県	鯉ヶ沢町	2	鯉ヶ沢町持続化給付金	3～6月の売上金額が前年同月比30%以上減少した月に、 ①減収額100万円未満の法人:上限20万 ②減収額100万円以上の法人:上限30万、 ③個人事業者:10万を上限に給付 (事業予算:3,500万円)	1
岩手県	大船渡市	2	中小企業事業継続支援金	・補助額 定額30万円 ・対象業種 道路旅客運送業、水運業、運転代行業 ・条件 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少していること(3月から6月までのいずれか1月の売上高が前年同月と比較して減少) ・予算見込(3億9000万円)	1
岩手県	北上市	2	北上市地域中小企業応援給付金	・売上高が前年同月に対して、30%以上減少している方。ただし、前年同月の売上高が30万円以上の方に限る。 ・支給内容 一律20万円 ・予算見込(4億6000万円)	1
岩手県	一関市	2	中小企業経営継続支援給付費	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、売り上げが減少した市内の事業者を対象に、事業継続の一助としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給令和2年4月から6月のいずれかひと月の売り上げが、前年同月と比較して30%以上50%未満減少している事業者 給付金額 一律10万円 ・予算見込(2億7000万円)	1
宮城県	名取市	2	名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金	・令和2年2月～6月の各月の売上額と前年同月を比較し、一か月でも減少しているが「持続化給付金」を受給していない市内中小事業者(業種に縛り無し):1事業者あたり10万円 予算額15,000千円	1

## 地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
  - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
  - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
  - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
  - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
  - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
  - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
  - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
  - ・通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



## 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

### 輸送資源の総動員による移動手段の確保

#### 地域に最適な旅客運送サービスの継続

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事業」を創設**
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

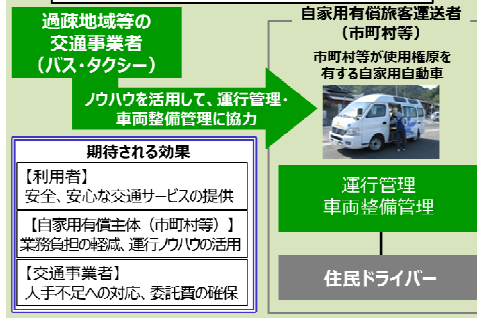
#### 実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

#### 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設 ⇒ **運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化 ⇒ **インバウンドを含む観光ニーズへも対応**

#### 交通事業者協力型自家用有償旅客運送



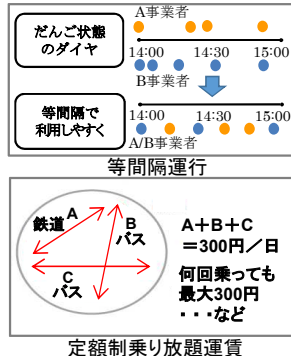
#### 貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設 ⇒ **旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
- 
- 貨客混載

## 既存の公共交通サービスの改善の徹底

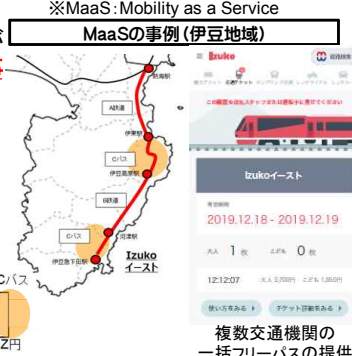
### 利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難
- 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設 ⇒ 路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



### MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設** ⇒ 交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
- MaaSのための**協議会制度を創設** ⇒ 参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**



## 交通インフラに対する支援の充実

### 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
  - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備** ⇒ 交通ネットワークを充実
  - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備** ⇒ 複数の事業者の連携による物流効率化を促進

